

肢体不自由特別支援学級を対象とした悉皆調査 調査内容の概要

はじめにお読みください

1. 本調査の目的

本研究では、小・中学校に在籍する肢体不自由児への適切な指導のため、当該児童生徒が在籍する通常の学級又は特別支援学級の担任による、特別支援学校のセンター的機能の活用に焦点を当て、小・中学校側の活用及び特別支援学校側の支援の在り方について検討しています。併せてグッドプラクティスの紹介や今後の方向性の提案を行う予定です。そのためには、小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒や指導の実態を把握し、小・中学校における支援ニーズを検討することが重要だと考えられます。これらを踏まえ、本調査では、肢体不自由特別支援学級での指導等に関する実態を把握することを目的としています。

2. 本調査の回答者

貴校に設置する肢体不自由特別支援学級を担任する教員

※平成26年5月1日現在の状況でご回答ください

3. 調査結果の公表について

本調査により得られた情報は、本研究のための資料として用い、その研究成果は学会や報告書、Webサイト等で公表する予定です。ご回答いただいた情報は数値化等の処理を行い、個人名や学校名は匿名とするため、個人情報が入ることは一切ありません。また、回収した調査結果は厳重に保管し、研究目的以外で使用することは一切ありません。

4. 同意書

本調査の趣旨をご理解いただき、下記の同意書に同意の上、ご協力をいただける場合は、下記の『同意する』にチェックを入れていただき、回答いただきますようお願い申し上げます。

同意する

同意しない

5. 調査の返信方法

回答はメールに添付の上、平成26年12月19日(金)までに返信ください

回答用e-mail :

メールソフトが立ち上がらない場合には、ご使用のソフトに上記アドレスをご記入の上、送信していただきますようお願いいたします。

調査票ファイル: 本研究のWebサイト <http://www.nise.go.jp/sc/shitai/> に掲載したエクセルファイルをダウンロードしてご使用ください。

6. 問い合わせ先

問い合わせ用e-mail:

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1 TEL:046-839-6803(代表)
研究代表者:徳永亜希雄(272) 研究副代表:新谷洋介(264)

※本調査は、貴校に設置する肢体不自由特別支援学級を担任する教員に回答をお願いいたします。

※このファイルはEXCEL2013で作成しておりますので、EXCEL2007以上での開封を推奨いたします。

※プルダウンで選択内容を変更したい時は、「Delete」キーを押して、再度選択してください。



【アンケート調査の質問項目】

※本調査では、次の5つの区分についてうかがいます。

基本情報	Ⅲ. 肢体不自由特別支援学級に在籍する児童生徒の実態について
Ⅰ. 学校に関する基本情報	Ⅳ. 学校内外との連携等について
Ⅱ. 肢体不自由特別支援学級について	

※アンケートの入力に関する注意点

アンケートの入力に関しましては以下の点に気を付け入力してください。

- ①各設問は太枠内に入力してください。太枠以外のセルには入力しないでください。
- ②  ※緑色のセルは自由記載回答です。セル内での改行は行わないようお願いいたします。
- ③  ※水色のセルは選択式の設問です。プルダウンから選択してください。

基本情報(H26年5月1日現在の状況でご回答ください)

「学校名(都道府県名も記載)」、及びご記入者の「氏名」、「メールアドレス」をご記入ください。

①学校名(都道府県名も記載)	
②記入者氏名	
③メールアドレス	

④小学校又は中学校について、プルダウンよりお選び下さい。

選択肢	①=小学校	②=中学校

⑤あなたは、特別支援教育コーディネーターを担当されていますか。プルダウンよりお選び下さい。

選択肢	①=はい	②=いいえ

I 学校に関する基本情報

1-1 通常の学級数をお答えください(半角数字)。

学級

1-2 全校児童又は生徒(以下、児童生徒)数をお答えください(半角数字)。

人

1-3 貴校に設置されている特別支援学級及び通級による指導教室について

- 1-3-1 設置される特別支援学級の障害種別の学級数及び通級による指導教室数について、お答えください(複数回答可)。通級による指導教室は障害種別を問わず、学級数で全てお答えください。[必須]
- 1-3-2 上の設問で「設置される学級に在籍する」児童生徒数を数字(半角)でお答えください。

設置されていない学級は「0」でお願いします。

特別支援学級	指導教室数(校)	
	学級数	人数
肢体不自由		
知的障害		
身体虚弱・病弱		
弱視		
難聴		
言語障害		
自閉症・情緒障害		
通級による指導		

(通級による指導を利用する児童生徒の総数)

1-4 平成23年度～平成25年度の卒業生の進路状況について、該当する項目の人数をお答えください。

該当者がいない場合は「0」を入れてください。

(小学校の場合) 項目	①＝中学校通常の学級
	②＝中学校特別支援学級
	③＝特別支援学校
	④＝その他

①	②	③	④
0	0	0	0

④その他の具体的な進路先

(中学校の場合) 項目	①＝高等学校
	②＝特別支援学校
	③＝サポート校※ ※高校卒業資格を取得しているためにサポートをしている機関
	④＝就労
	⑤＝その他

①	②	③	④	⑤
0	0	0	0	0

④その他の具体的な進路先

1-5 貴校の施設・設備や体制等の環境整備状況について、該当するものをプルダウンよりお選びください。(複数選択可)

1-5 その他の場合は、具体的な内容をお答えください。

選択肢	環境整備状況
エレベーター	
階段昇降機	
スロープ	
肢体不自由のある児童生徒が使用しやすいように配慮されたトイレ	
肢体不自由のある児童生徒が使用しやすいように配慮された手洗い場	
肢体不自由のある児童生徒が使用しやすいような机やイス	
肢体不自由のある児童生徒が使用しやすいような教材	
肢体不自由のある児童生徒の移動しやすさに配慮した教室配置	
肢体不自由のある児童生徒への指導や支援に関する教職員の共通理解を図る場の設定	
肢体不自由のある児童生徒への指導や支援に関する教職員の共通理解を図る文書等の作成	
その他の肢体不自由のある児童生徒が使用しやすいような施設・設備や体制等の整備	
その他の具体的な整備状況	<input style="width: 100%;" type="text"/>

1-6 貴校では、特別支援教育コーディネーターは何人指名されていますか。半角数字でお答えください。

指名されていない場合は「0」を入れてください。

人

II. 肢体不自由特別支援学級について

2-1 肢体不自由特別支援学級を担任する教員について、次の項目についてお答えください。

なお、肢体不自由特別支援学級が複数ある場合は、それぞれの肢体不自由特別支援学級を担任する教員ごとにお答えください。

回答者については、記入例の後の「1人目」以降の欄にご記入ください。プルダウンでお選びするところもあります。

(1人目)(※エクセルファイル上では、5人目まで回答出来るようになっていきます)

学級を担任する教員			(回答者)
雇用形態／選択肢	①＝正規雇用	②＝非正規雇用	
教職経験年数		年	
特別支援教育(特殊教育)経験年数		年	
肢体不自由教育経験年数		年	
特別支援学校教員免許の所持の有無／選択肢	①＝あり	②＝なし	

2-2 肢体不自由特別支援学級に支援員又は介助員を配置していますか。配置している人数(半角数字)と主な支援内容についてお答えください。

人数		人	支援内容	
----	--	---	------	--

Ⅲ. 肢体不自由特別支援学級に在籍する児童生徒の実態について

3-1 肢体不自由特別支援学級に在籍する児童生徒の性別、学年、診断名について、一つずつプルダウンでお選びください。

3-1 その他の場合は、具体的な内容をお答えください。なお、以下の設問に出てくる(1人目)等については、同一の児童生徒を対応してください。

(1人目)(※エクセルファイル上では、10人目まで回答出来るようになっていきます)

性別／選択肢	①＝男性	②＝女性										
学年／選択肢	①＝小学校1年生	②＝小学校2年生	③＝小学校3年生	④＝小学校4年生	⑤＝小学校5年生	⑥＝小学校6年生	⑦＝中学校1年生	⑧＝中学校2年生	⑨＝中学校3年生			
診断名有無／選択肢	①＝不明	②＝なし	③＝あり									
診断名1／項目	①＝脳室周囲白質軟化症(PVL)	②＝脳性まひ(PVLを除く)	③＝髄膜炎後遺症	④＝二分脊椎	⑤＝脊柱側弯症	⑥＝筋ジストロフィー	⑦＝骨形成不全症	⑧＝ペルテス病	⑨＝脱臼・変形	⑩＝四肢欠損	⑪＝水頭症	⑫＝その他
その他												
診断名2／項目	①＝脳室周囲白質軟化症(PVL)	②＝脳性まひ(PVLを除く)	③＝髄膜炎後遺症	④＝二分脊椎	⑤＝脊柱側弯症	⑥＝筋ジストロフィー	⑦＝骨形成不全症	⑧＝ペルテス病	⑨＝脱臼・変形	⑩＝四肢欠損	⑪＝水頭症	⑫＝その他
その他												
その他三つ目以降の診断名												

3-2 下記の項目をお読みになり、教員から見た対象児童生徒にとっての学習上又は生活上での困難さ等の状況について、

3-2 該当する項目について、プルダウンよりお選びください。その他の場合は、具体的な内容をお答えください。(複数回答可)

(1人目)(※エクセルファイル上では、10人目まで回答出来るようになっていきます)

選択肢	該当する項目
筆記の困難さがみられる。(速さ、分量、文字の大小、画数の多い漢字等)	
筆記以外の標準的な道具・用具の活用で困難さがみられる。(定規、はさみ、リコーダー、彫刻刀等)	
意思を表出したり、表現したりする際に困難さがみられる。(発音・言葉、会話の場面等)	
教科書や資料等のページをめくることに困難さがみられる。	
文章を読む場面で、行の読み飛ばしや漢字の読み間違いがみられる。	
教師の指示した文章、図、資料等を探したり、注目したりする際に困難さがみられる。	
地図、定規の目盛り、グラフ、図形、資料等の読み取りに困難さがみられる。	
授業中に姿勢が不安定になったり、疲れたりする様子がみられる。	
生活全般において時間がかかる様子がみられる。	
食事することに困難さがみられる。	
排泄することに困難さがみられる。	
身支度、身の回りの整理整頓することに困難さがみられる。	
運動や教室移動、階段等での困難さがみられる。	
学習面・生活面において、受け身的で消極的な面がみられる。	
経験・体験の活動が十分にできていない様子がみられる。	
その他 ※これら以外で困難さがありましたらお答えください。(自由記述)	

3-3 肢体不自由特別支援学級に在籍する児童生徒の教育課程について、プルダウンよりお選びください。

教育課程

項目	①当該学年の教科を中心に学習している ②下学年の教科等を中心に学習している ③特別支援学校(知的障害)の教科、又は教科等を合わせた内容を中心に学習している ④自立活動の指導内容を中心に学習している
----	---

1人目	2人目	3人目	...	10人目
-----	-----	-----	-----	------

3-4 肢体不自由特別支援学級に在籍する児童生徒の通常の学級との交流及び共同学習の実施状況及び行っている学習活動をプルダウンよりお選びください。その他の場合は、具体的な内容をお答えください。

(1人目)(※エクセルファイル上では、10人目まで回答出来るようになっていきます)

実施状況	①8割以上の時間を交流及び共同学習している ②5割から8割の時間を交流及び共同学習している ③3割から5割の時間を交流及び共同学習している ④3割以下の時間を交流及び共同学習している ⑤していない ⑥非該当				
国語	社会	算数(数学)	理科	生活(小学校のみ)	音楽
図画工作(美術)	家庭(技術・家庭)	体育(保健体育)	道徳	外国語活動(外国語)	総合的な学習の時間
特別活動	その他				
		その他			

3-5 自立活動の指導についてお答えください。

- 3-5-1 自立活動の時間を設定していますか。プルダウンよりお選びください。
- 3-5-2 自立活動の時間を週に何単位時間設けていますか。数字(半角)でお答えください。
- 3-5-3 自立活動の時間だけではなく、教科等の中で行う自立活動に関する指導も含めて、それぞれの内容への重点の置き方について、プルダウンよりお選びください。

(1人目)(※エクセルファイル上では、10人目まで回答出来るようになっていきます)

項目	①設定している	②設定していない
----	---------	----------

時間

項目	①重点を置いている ②やや重点を置いている ③あまり重点を置いていない ④重点を置いていない
----	---

「健康の保持」に関すること	
「心理的な安定」に関すること	

「人間関係の形成」に関すること	
「環境の把握」に関すること	
「身体の動き」に関すること	
「コミュニケーション」に関すること	

3-6 児童生徒の困難さへの配慮等について、教えてください。

下記の項目をお読みになり、対象の児童生徒の学習上又は生活上の困難を軽減するために行っている配慮や環境整備・支援体制状況について、該当する項目について、プルダウンよりお選びください。
※補助資料を参照いただきながらお答えください。

(1人目)(※エクセルファイル上では、10人目まで回答出来るようになっていきます)

選択肢	項目
筆記がしやすい工夫をしている。(代筆、パソコンでの入力、量の調整、枠線の拡張、滑り止めマット等)	
その他、筆記以外の学習用の道具や用具を操作しやすいように工夫したり、補助具等を活用したりしている。(※1 はさみ、リコーダー等)	
会話や表出を補う代替手段や補助的手段を活用している。(※2 会話補助装置、カード等)	
操作や見えにくさを軽減するデジタル教科書やタブレット端末等のICT機器を活用している。	
目盛りや地図等を見やすく、読み取りやすい教材・教具の工夫をしている。(情報の精選、拡大、コントラスト等)	
姿勢を安定させるカット机、台形机(※3)、書見台(※4)、専用チェア(※5)等を使用している。	
食事における工夫として、専用フォークや食器等(※6)を活用している。	
身支度、身の回りの整理整頓における工夫として、専用の整理棚(※7)や棚の位置、専用のバッグ等を使用している。	
生活全般において、時間の確保や支援員を配置している。	
使いやすいトイレや水場の改修をしている。	
段差の解消、スロープ、階段昇降機等の設置をしている。	
教職員間の共通理解や周囲の児童生徒への協力や理解啓発をしている。	
体験活動を多くしたり、実物や本物に触れたりする機会を設けている。	
必要に応じて技能教科(体育等)の学習内容の精選や変更・調整している。	
対象児童生徒に対して、災害時への対応と対策を講じている。	
その他 ※これら以外に行っていることがありましたらお答えください。	
その他	

4. 学校内外との連携等について

◆ご回答いただいている、肢体不自由特別支援学級を担任する教員にお尋ねします。

4-1 貴方は、指導や支援に関する悩みを相談できる相手が校内にいますか。プルダウンよりお選びください。

選択肢	①=いる → 4-2へ	②=いない
-----	-------------	-------

【4-1で「①=いる」を選んだ方へ】

4-2 相談できる相手として、該当するものについて、プルダウンよりお選びください。(複数選択可)

選択肢	①=管理職 ②=特別支援教育コーディネーター ③=他の特別支援学級担当教職員や通級担当教員 ④=通常の学級の担任 ⑤=養護教諭 ⑥=学校カウンセラー ⑦=その他
-----	--

項目	①	②	③	④	⑤
	⑥	⑦			
その他					

4-3 小・中学校においては、障害のある児童生徒への指導のために、特別支援学校による助言又は援助(いわゆる「センター的機能」)を活用できることを知っていましたか。プルダウンよりお選びください。

選択肢	①=知っている	②=知らない
-----	---------	--------

4-4 対象の児童生徒の指導や支援について、必要に応じて相談可能な近隣の特別支援学校はありますか。プルダウンよりお選びください。

選択肢	①=ある	②=ない	→ 4-6へ	③=知らない	→ 4-6へ
-----	------	------	--------	--------	--------

【4-4で「①=ある」を選んだ方へ】

4-5 学校名についてお答えください。

--

4-6 肢体不自由のある児童生徒の困難さへの対応において、特別支援学校のセンター的機能の内容として、これまで活用したことがあるか、及び今後活用したいかについて、該当する項目をそれぞれ下記のプルダウンよりお選びください。
 その他の場合は、「これまでについて」及び「今後について」の具体的な内容をお答えください。(複数回答可)

選択肢	活用したことがある	今後活用したい
肢体不自由のある子どもの理解と対応に関すること		
校内の環境整備や支援体制づくりに関すること		
学習内容の変更や調整、支援や配慮事項の相談に関すること		
個別の教育支援計画等の作成に関すること		
肢体不自由教育に関する情報提供に関すること		
姿勢や身体の動き、運動・体育等に関すること		
「もの見え方や捉えにくさ」(※8)への対応に基づく教科指導に関すること		
自立活動の指導の実際に関すること		
教科学習等に必要教材・教具の活用に関すること		
支援機器を含む補助具等の活用に関すること		
関係機関(福祉、医療、労働等)への連絡や調整に関すること		
研修会やワークショップの開催に関すること		
教材・教具、補助具、施設設備等の借用に関すること		
その他 ※これら以外にありましたらお答えください。		
その他 (これまでについて)		
その他 (今後について)		

4-7 特別支援学校のセンター的機能の活用について、課題として考えられることについて、プルダウンよりお選びください。
 その他の場合は、具体的な内容をお答えください。(複数回答可)

選択肢	①＝手続きや申請の仕方を知らない ②＝手続きが煩雑である ③＝特別支援学校に対して相談することに心理的な抵抗がある ④＝特別支援学校から適切な助言や援助が期待できない ⑤＝授業等を見られることに抵抗がある ⑥＝センター的機能を活用するための日程調整が難しい ⑦＝保護者の理解が得られない ⑧＝その他
-----	--

選択肢	①	②	③	④
	⑤	⑥	⑦	⑧
その他				

4-8 貴方は、貴校の近隣の小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒の存在を把握していますか。

選択肢	①＝している → 4-9へ	②＝していない
-----	---------------	---------

【4-8で「①＝している」を選んだ方へ】

4-9 近隣の地域の小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒への支援を行っていますか。プルダウンよりお選びください。

4-10 その他の場合は、具体的な内容をお答えください。

選択肢	①＝している ②＝支援ニーズがあるようだがしていない ③＝支援ニーズがないようなのでしていない ④＝その他
その他	

4-10 その他、小・中学校に在籍する肢体不自由児の指導のための特別支援学校のセンター的機能の活用等について
 ご意見がありましたらお聞かせください。

--

これでアンケート調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

この回答用紙をメールに添付し、送信してください。

※ メールソフトが立ち上がらない場合には、ご使用のソフトに上記アドレスをご記入の上、送信していただきますようお願いいたします。

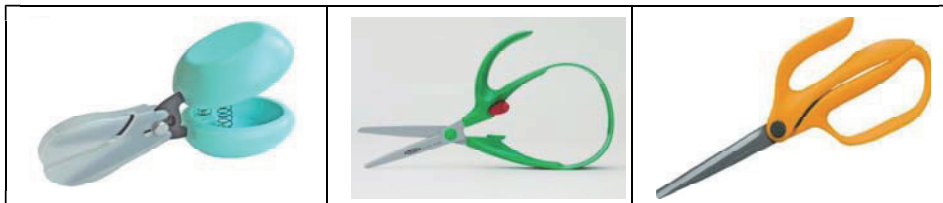
なお、回答用紙のファイル名は以下のようにお書きください。

「小中肢体特学全国調査(学校名)」

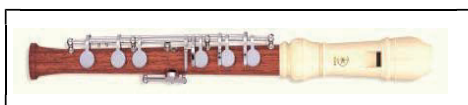
()の中に必ず 貴校名 をお書きください。

肢体不自由特別支援学級を対象とした悉皆調査 補助資料

※ 1 学習用の道具・用具



※握力の弱い方や上肢や指先がうまく活用できない方にも使用できるはさみ。



※手が不自由でも演奏できるように工夫された片手リコーダー。

※ 2 会話補助装置



※文字盤を押して音声化される装置



※録音した音声を、ボタンを押すことで再生される装置

※ 3 学習机



※車椅子に乗車したまま机を使用し、筆記や学習活動がしやすいように工夫された机

※ 4 書見台



※姿勢を安定させ、視線をあまり移動させずに、教科書や資料を見るためのもの。
この書見台は、各児童生徒に合わせて作製したもの。

5 いす



※左のいすは、児童生徒の体に合わせ、滑り止めマットを装着している。

肘つきタイプのいす

※ 6 食事用品



※介助用のスプーンとフォーク。
スポンジハンドルが装着して
いないもの。

※滑り止めマット
食事以外の場面で、筆記の際にノー
トやプリントを滑りにくくするこ
とにも使用できるもの。

※ 7 整理棚



※車椅子に乗ったままの姿勢で整理、整頓がしやすい移動式ロッカー

※ 8 ものの見え方や捉えにくさ

【用語の説明】

障害特性（もの見え方や捉えにくさ）

脳性疾患に起因する肢体不自由のある児童生徒の中には、視力には問題がなくても視覚を十分に活用できなかつたり、視知覚・視覚認知能力（目と手の協応動作の困難さ、図と地の弁別の困難さ、空間認知の困難さ等）の苦手さがみられる場合があります。もの見え方や捉えにくさに影響を与え、学習する上で様々な困難さにつながる場合があります。また、物事の全体像を把握したり、多くの情報や複数の情報を同時に処理したりすることが困難である場合があります、教科学習に多大な影響を及ぼすこともあります。

※ 本資料は、福島県養護教育センター（2015）「小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒の学習状況調査」補助資料と同一のものである。

肢体不自由特別支援学級における特別支援学校の センター的機能活用ニーズに関する検討

○徳永亜希雄* 新谷洋介* 長沼俊夫* 金森克浩* 齊藤由美子* 生駒良雄* 田中浩二**
(国立特別支援教育総合研究所*) (東京成徳短期大学**)

KEY WORDS: 肢体不自由 特別支援学級 センターの機能

(目的) インクルーシブ教育システム構築のためには、特別支援教育の一層の推進が必要とされ、そこでは、特別支援学校のセンター的機能の活用が期待されている(中教審初中分科会, 2012)。小・中学校の肢体不自由特別支援学級(以下、「肢体特学」)数及び在籍児童生徒数は増加傾向にあり、それらの量的拡大への対応の検討は重要だと考えられた。肢体特学以外にいと推察される児童生徒も含め、小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒への指導のために活用可能な特別支援学校のセンター的機能については、これまで、特別支援学校側からのセンター的機能に関する検討が見られる一方で、活用する側からの検討は決して十分とはいえなかった。また、特別支援学校(肢体不自由)のセンター的機能の地域での貢献については、5障害種別の学校中で最も低いとする報告も見られ(国立特別支援教育総合研究所, 2011)、その背景や今後の方向性について検討する必要があると考えられた。

そこで、小・中学校に在籍する肢体不自由児の学びの充実に資する、地域の教育資源の一つとしての特別支援学校のセンター的機能の活用に焦点を当て、小・中学校側の活用及び特別支援学校側の支援の在り方について明らかにし、併せて具体的な事例の紹介や今後の方向性の提案を行うため、本研究においては、研究課題「小・中学校に在籍する肢体不自由児の指導のための特別支援学校のセンター的機能の活用に関する研究—小・中学校側のニーズを踏まえて—」を立て、検討を行うこととした。その下位研究の一つとして、肢体特学の実態やセンター的機能活用ニーズの把握等を目的とした調査を実施した。結果の概要については報告し(※本稿投稿時点では、刊行準備中)、引き続き詳細な分析作業に取り組んでいる。本稿では、同調査の中から、センター的活用ニーズに関する内容を中心に報告するとともに、本研究の研究協力機関が実施・報告した福島県内で通常の学級も含めた小・中学校に在籍する児童生徒に関する調査結果(福島県養護教育センター, 2015, 以下「福島県調査」)との比較も交えて考察する。

(調査方法) ①対象: 本研究所の年度当初調査において、肢体特学設置が確認された小学校 1,995 校, 中学校 769 校, 合計 2,764 校の肢体特学を担任する教員を対象とした。②調査票及び補助資料: 平成 22 年度に本研究所が実施した肢体特学について調査の他、先行研究を参考にするとともに、福島県調査の項目との整合性の検討を行う等によって調査設計を行い、予備調査を経て確定させた。調査票の構成は、i) 学校の基本情報、ii) 肢体特学在籍児童生徒の実態、iii) 肢体特学の実態、iv) 学校内外との連携等、とした。また、福島県調査で用いた、道具等の説明に関する補助資料も用いた。③実施手続き: 学校長宛に文書で依頼し、設置者にも了知文を送付するとともに、全国特別支援学級設置校長協会の会合において口頭で協力依頼を行った。④回答方法: 回答者が本研究所の Web サイトから調査票ファイルをダウンロードし、E-mail に添付して記入済み調査票を送付する形とした。⑤調査実施期間: 平成 26 年 12 月～27 年 1 月。⑥倫理的配慮: 本研究全体及び本調査について本研究所倫理委員会で審査を受け、許諾を得た。また、

調査票においても調査の趣旨を説明し、任意性を確保した上で、調査票上で同意して回答をするように求めた。

(結果) 以下、本稿の趣旨に関連する設問について報告する。第一に、調査票の回収状況については、小学校 1,129 校(56.6%)、中学校 395 校(51.4%)、合計 1,524 校(55.1%)であった。第二に、回答者の肢体不自由教育経験年数の平均値は 1.9 年、中央値は 1 年、全体の半数以上が 2 年未満であった。第三に、センター的機能の認知度については、92.5%が知っていると回答があった。第四に、センター的機能の活用実績及び今後の活用希望を尋ねた 14 項目(その他を含む)について、いずれかの項目を活用したことがあるのは 60.8%、いずれかを今後活用したいのは 77.0%であり、今後の活用希望が活用実績を上回った。第四に、活用実績の内容については①肢体不自由児の理解と対応、②姿勢や身体の動き、運動・体育等、③学習内容の変更や調整、支援や配慮事項の相談、の順に多く、一方、活用希望内容については①自立活動の指導の実際、②姿勢や身体の動き、運動・体育等、③肢体不自由児の理解と対応、の順に多く、活用実績と活用希望内容の頻度順に違いが見られた(いずれも複数回答可)。第五に、活用希望で最も頻度が大きかった「自立活動の指導の実際」についての回答状況として、回答者を肢体不自由経験年数から三グループに分けると、1 年未満では 44.4%、1 年以上 3 年未満では 40.6%、3 年以上では 31.5%となり、最も経験年数が少ないグループで活用希望の割合が最も大きかった。

(考察) まず、本調査で示されたセンター的機能の認知度は、福島県調査での結果(98.3%)を下回ったが、活用実績は、福島県調査での「過去 3 年間に活用要請実績」の結果(33.6%)を上回るものであり、本調査と福島県調査での在籍状況(通常の学級 70.6%、特学全体 29.4%、肢体特学 6.4%)との関連について今後検討する必要性が考えられた。次に、センター的機能活用希望内容として同一の調査項目を用いた福島県調査では、「姿勢や身体の動き、運動・体育等」が最も回答数が多く、本調査で最も多かった「自立活動の指導の実際」は、5 番目であった。本項目についての順位の違いは、本調査では自立活動を取り入れることが可能な特学のみが対象としているのに対し、福島県調査では、70.6%が通常の学級に在籍しているという教育課程の違いによるものと考えられた。最後に、センター的機能の認知度を肢体不自由教育経験年数別に見ると、1 年未満で 91.7%、1 年以上 3 年未満で 92.3%、3 年以上で 94.9%であり、前述の最も活用希望が多い「自立活動の指導」の項目での経験年数の違いほど割合に差がない。したがって、肢体特学での自立活動の充実のためには、小・中学校側の担当者が着任後の早い段階で特別支援学校にアクセスしたり、特別支援学校側からも経験年数の少ない担当者にアクセスしたりしやすくする環境を整えることが有効ではないかと考えられた。

(TOKUNAGA Akio, ARAYA Yosuke, NAGANUMA Toshio, KANAMORI Katsushihiro, SAITO Yumiko, IKOMA Yoshio, TANAKA Koji)

特別支援学校(肢体不自由)のセンター的機能推進上の課題の検討

—肢体不自由特別支援学級におけるセンター的機能活用上の課題の検討を通して—

○徳永 亜希雄 新谷 洋介 生駒 良雄

(国立特別支援教育総合研究所)

Key Words : 肢体不自由 特別支援学級 センターの機能

1. はじめに

インクルーシブ教育システム構築のためには、特別支援教育の一層の推進が必要とされ、そこでは、特別支援学校のセンター的機能の活用が期待されている(中央教育審議会初等中等教育分科会、2012)。特別支援学校のセンター的機能については、これまで、特別支援学校側からのセンター的機能に関する検討が見られる一方で、活用する側からの検討は決して十分とはいえない。

小・中学校の肢体不自由特別支援学級(以下、「肢体特学」)数及び在籍児童生徒数は増加傾向にあり、それらの量的拡大への対応の検討は重要だと考えられた。肢体特学及びそれ以外にもいると推察される小・中学校の肢体不自由のある児童生徒への指導の充実のために活用可能な、特別支援学校(肢体不自由)のセンター的機能の地域での貢献については、5障害種別の学校中で最も低いとする報告も見られ(国立特別支援教育総合研究所、2011)、その背景や今後の方向性等について検討する必要があると考えられた。

そこで、小・中学校に在籍する肢体不自由児の学びの充実に資する、地域の教育資源の一つとしての特別支援学校のセンター的機能の活用に焦点を当て、小・中学校側の活用及び特別支援学校側の支援の在り方について明らかにし、併せて具体的な事例の紹介や今後の方向性の提案を行うため、国立特別支援教育総合研究所(以下、「本研究所」)では、研究課題「小・中学校に在籍する肢体不自由児の指導のための特別支援学校のセンター的機能の活用に関する研究—小・中学校側のニーズを踏まえて—」(以下、「本研究」)を立て、検討を行うこととした。

その下位研究の一つとして、肢体特学の実態やセンター的機能活用ニーズの把握等を目的とした調査を実施した。調査結果の概要については、本研究所のWebサイトで報告する(※本稿投稿時点では準備中)とともに、引き続き詳細な分析作業に取り組んでいる。本稿では、調査で明らかになった肢体特学におけるセンター的機能活用上の課題の検討を通して、特別支援学校(肢体不自由)のセンター的機能推進上の課題

について検討する。

2. 調査の方法

- ①対象：本研究所の年度当初調査において、肢体特学設置が確認された小学校1,995校、中学校769校、合計2,764校の肢体特学を担当する教員を対象とした。
- ②調査票及び補助資料：平成22年度に本研究所が実施した肢体特学に関する調査の他、先行研究を参考にするとともに、本研究の研究協力機関である福島県養護教育センターによる、同県内の通常の学級も含めた小・中学校に在籍する児童生徒に関する調査(2015、以下「福島県調査」)の項目との整合性の検討を行う等によって調査設計を行い、予備調査を経て確定させた。調査票の構成は、i)学校の基本情報、ii)肢体特学在籍児童生徒の実態、iii)肢体特学の実態、iv)学校内外との連携等、とした。また、福島県調査で用いた、道具等の説明に関する補助資料も用いた。
- ③実施方法：学校長宛に文書で依頼し、設置者にも了知文を送付するとともに、全国特別支援学級設置校長協会の会合において協力依頼を口頭で行った。
- ④回答方法：回答者が本研究所のWebサイトから調査票ファイルをダウンロードし、E-mailに添付して調査票を送付する形とした。
- ⑤調査実施期間：平成26年12月～27年1月。
- ⑥倫理的配慮：本研究全体及び本調査について本研究所倫理委員会が審査を受け、承諾を得た。また、調査票においても調査の趣旨を説明し、任意性を確保した上で、調査票上で同意した上で、回答をするように求めた。

3. 結果

以下、本稿に関連する設問について報告する。

第一に、調査票の回収状況については、小学校1,129校(56.6%)、中学校395校(51.4%)、合計1,524校(55.1%)であった。第二に、センター的機能の認知度については、回答校の92.5%から知っているとの回答があった。第三に、センター的機能の活用実績及び今後の活用希望を尋ねた14項目(その他を含む)について、いずれかの項目を活用したことがあ

るのは60.8%、いずれかを今後活用したいのは77.0%であり、今後の活用希望が活用実績を上回った。

第四に、センター的機能の活用上の課題として考えられること（複数回答可）について尋ねた結果を図に示す。最も多い回答は「センター的機能を活用するための日程調整が難しい」であり、次いで「手続きや申請の仕方を知らない」、「手続きが煩雑である」、「手が煩雑である」の順に続いた。

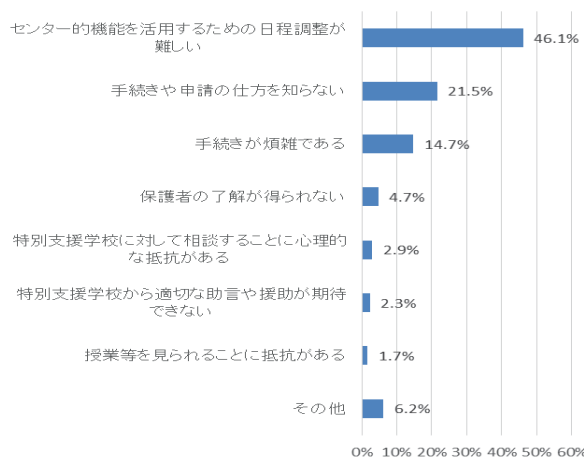


図 センター的機能の活用上の課題 (N=1,515)

「その他」の自由記述として、もっとも多いものは、「課題はない」というものであった。続いて多いのは、活用できる特別支援学校が近くにない等、物理的な距離の遠さに関するものであった。次に、選択肢にもあるが、日程調整の難しさが、記述内容から、特別支援学校の相談件数の多さや担当者の少なさによるものと、小・中学校側の日程調整の難しさによるものとがあると判断された。加えて旅費の制限による難しさに関する記述もあった。

4. 考察

今回の調査を通して、肢体不自由特別支援学級における特別支援学校のセンター的機能活用については、活用希望が活用実績を上回っているものの、活用上の課題として依頼手続に関する課題が相対的に多く認識されていることが示された。

一方、安藤(2013)は、特別支援学校(肢体不自由)を対象とした調査において、支援対象を肢体特学に限定はしていないが、「地域支援担当者が抱える困難点」が「校内の人的資源の制約」、「時間の制約」、「地域の資源の制約」、「経費の制約」の順に多いことを報告しており、併せて担当者が通常の業務を担当しながら地域支援をしていることを指摘している。また、同じく特別支援学校(肢体不自由)を対象とした調査(本研究所、2014)では、「センター的機能をより一層推進するための課題」が「多様な障害に対応する教員の専門性を確保す

ること」、「地域の相談ニーズに応えるための人材を校内で確保すること」、「センター的機能を実施するための校内教職員の理解・協力を得ること」という順に多いことが報告されている。

したがって、特別支援学校(肢体不自由)のセンター的機能推進においては、まずは実施以前の依頼手続の段階で課題があり、活用のための日程調整の難しさについては、特別支援学校側の人的制約や時間的制約等がその理由として推察された。また、依頼のための手続の仕方が知られていなかったり、煩雑であったりすることも、依頼の段階の課題として推察された。センター的機能を推進するための課題認識として、特別支援学校(肢体不自由)側は担当者の専門性に関することが相対的に多い一方で、肢体特学側からはほとんど指摘されていないという違いも明らかになった。

佐藤(2009)は、特別支援学校がセンター的機能について整理・再構築するためには、地域の小・中学校がもっているニーズを把握して活かしていく重要性を指摘している。特別支援学校(肢体不自由)がセンター的機能を推進していくにあたっては、今回示されたような肢体特学側の認識の理解とそのことに基づいた展開が重要と考えられた。

文献

- 1) 中央教育審議会初等中等教育分科会(2012)．共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)．
- 2) 国立特別支援教育総合研究所(2011)．「特別支援学校における支援システムの充実に向けた総合的研究—特別支援教育体制の取組の状況とその改善に向けた課題に関する調査研究—」研究成果報告書
- 3) 福島県養護教育センター(2015)「小・中学校に在籍する肢体不自由の児童生徒の学習状況調査」調査報告書．
- 4) 安藤隆男・池田彩乃・甲賀崇史・大木慶典(2013)．特別支援学校(肢体不自由)における地域支援体制の現状：特別支援教育制度施行以前との比較から．障害科学研究 37、57-64．
- 5) 国立特別支援教育総合研究所(2014)．「特別支援学校(肢体不自由)のAT・ICT活用の促進に関する研究—小・中学校等への支援を目指して—」研究成果報告書
- 6) 佐藤実華子(2019)．小・中学校のニーズに着目した特別支援学校のセンター的機能について—小・中学校への調査の分析を通して—．国立特別支援教育総合研究所研究紀要、36、109-120．

寄稿 福島県内の小・中学校に在籍する肢体不自由児の学習状況等に関する調査結果の概要

福島県養護教育センター 指導主事・菅野和彦

はじめに

本稿では、本研究の協力機関である福島県養護教育センター（以下、養護教育センター）が、平成 26 年度に実施した、福島県内に小・中学校に在籍する肢体不自由児の学習状況等に関する調査結果の概要について報告する。なお、調査の詳細については、養護教育センターの Web サイトで確認されたい。

（1）研究の趣旨

平成 24 年 7 月に中央教育審議会初等中等教育分科会より「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示された。その中で、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶために必要な「基礎的環境整備」の充実を図るとともに、「合理的配慮」の提供が重要であることが示された。合理的配慮は、障がい者の権利を擁護するために提供されなければならないものであり、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成 25 年 6 月公布、平成 28 年 4 月 1 日施行）において、合理的配慮の不提供が障がいを理由とした差別に当たるとされた。

このような背景を基に本調査研究では、第 6 次福島県総合教育計画にある障がいのある子どもたちが「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進を図る観点から、小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒の学習状況について調査を行い、共に学ぶ上で必要な指導や支援の在り方を明らかにしたいと考えた。また、地域の教育資源の一つである特別支援学校のセンター的機能に求める小・中学校からの支援ニーズを明らかにするとともに、具体的な支援の実践を累積することで、特別支援学校と一緒にセンター的機能の在り方を検討したい。さらに、小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒に対して、児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた基礎的環境整備及び合理的配慮の提供についての情報を市町村教育委員会及び小・中学校に提供したいと考えた。

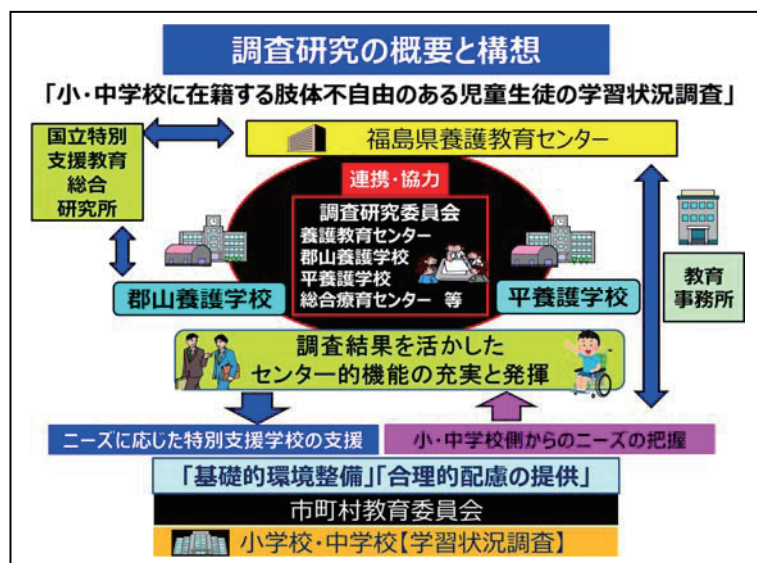


図 1 調査研究の概要と構成図

(2) 研究の組織と構想

1) 研究組織

- ① 研究協力校（福島県立郡山養護学校、福島県立平養護学校）
- ② 研究協力機関（国立特別支援教育総合研究所、福島県総合療育センター）

2) 研究概要と構想

図1で示すように、養護教育センターが中心となり、肢体不自由のある児童生徒が学んでいる郡山養護学校、平養護学校、医療機関である総合療育センター等とが連携・協力し、調査研究委員会を発足させ調査研究を行う。また、調査設計や分析等について国立特別支援教育総合研究所と研究協力を図るとともに、県内の各教育事務所の協力を得て、小・中学校全校を対象に調査を行う。その調査結果を踏まえ、肢体不自由のある児童生徒の学習状況を明らかにし、小・中学校側からのニーズを把握するとともに、そのニーズに応じた各特別支援学校のセンター的機能による支援を通して、小・中学校で学ぶ肢体不自由のある児童生徒への支援実践を累積しながら基礎的環境整備や合理的配慮の提供について考察する。

(3) 研究の目的

- 1) 福島県内の小・中学校の通常の学級及び特別支援学級に在籍する肢体不自由のある児童生徒の学習状況等について調査し、現状と課題を明らかにする。
- 2) 調査結果を踏まえ、小・中学校側からの支援ニーズを明らかにし、地域の教育資源としての特別支援学校のセンター的機能の活用・促進を図る。
- 3) 市町村教育委員会及び小・中学校が、肢体不自由のある児童生徒に対して、基礎的環境整備及び合理的配慮の提供ができるように、「共に学ぶ」ための環境づくりについての情報を提供する。

(4) 研究の内容・方法

1) 調査研究全体の概要

	【一次調査】	【二次調査】	【三次調査】
①調査対象	福島県内小・中学校への調査	肢体不自由のある児童生徒在籍校	二次調査対象校及び市町村教育委員会
②調査内容	肢体不自由のある児童生徒の在籍者数を含む現状等	学习上・生活上の困難さや具体的支援状況、センター的機能の活用ニーズ等	センター的機能の活用状況、基礎的環境整備と合理的配慮の提供等
③調査時期	発送：平成26年5月 回収：平成26年6月	発送：平成26年9月 回収：平成26年10月	発送：平成27年8月【予定】 回収：平成27年9月【予定】

2) 一次調査対象及び調査手続き

①調査対象

平成26年度福島県内に設置されている全ての国公立小・中学校を対象とした。（小学校471校、中学校235校、計706校）

②調査手続き

質問紙及び回答方法を各教育事務所、各市町村教育委員会を經由してデータで送信し、

各小・中学校よりデータで回答いただく方法を用いた。

なお、調査研究依頼に際しては、文書で本調査の趣旨及び調査結果と公表、個人情報保護に関する留意点を説明し、同意の有無に任意性を持たせた上で、回答を得るようにした。

③調査時点

平成 26 年 5 月 1 日現在とした。

④調査期間

平成 26 年 5 月 29 日から平成 26 年 6 月 24 日に実施した。

⑤調査項目（※資料 6 参照）

質問項目は、前述の目的のもと、学校に関する基本情報、肢体不自由のある児童生徒の在籍等に関する状況、特別支援教育支援員（以下：支援員）又は介助員の配置状況、センター的機能の活用及び認知の状況、関係機関との連携についての内容で構成した。

設定した質問内容については、国立特別支援教育総合研究所の専門研究 B「小・中学校に在籍する肢体不自由児の指導のための特別支援学校のセンター的機能の活用に関する研究—小・中学校側のニーズを踏まえて—」研究分担者及び研究所内協力者、本調査委員会のメンバーで検討を行い、最終的な質問項目を設定した。

⑥倫理的配慮

本調査に回答する調査用紙において、本センターの研究の趣旨を説明し、任意性を確保した上で、同意する場合には、調査用紙のファイル上で「同意する」に印を入れ、回答するように求めた。

3) 二次調査対象及び調査手続き

①調査対象

一次調査で肢体不自由のある児童生徒が在籍しているとされた小学校 94 校 109 人と中学校 40 校 46 人の計 134 校 155 人を対象とした。

②調査手続

質問紙及び回答用紙を郵送し、郵送で回答いただく方法を用いた。なお、調査研究依頼に際しては、文書で本調査の趣旨及び調査結果と公表、個人情報保護に関する留意点を説明し、同意の有無に任意性を持たせた上で、回答を得るようにした。

③調査時点

平成 26 年 9 月 18 日現在とした。

④調査期間

平成 26 年 9 月 18 日から平成 26 年 10 月 10 日に実施した。

⑤調査項目（※資料 7 参照）

質問項目は、前述の目的のもと、回答される教職員、対象児童生徒の学習状況等、環境整備と支援体制等、特別支援学校のセンター的機能の内容で構成した。設定した質問内容については、第一調査と同じメンバーで検討を行い、最終的な質問項目を設定した。

⑥倫理的配慮

一次調査において、本センターの研究の趣旨を説明し、任意性を確保した上で、「同意する」に印を入れた学校に回答を求めた。

(5) 一次調査の結果

小学校 468 校（回収率 100%）、中学校 235 校（回収率 100%）から回答を得た。小学校で、本校と合わせて回答した分校が 3 校と、中学校で本調査に「同意しない」とした学校が 1 校あったため、一次調査における最終学校数等は、小学校 468 校の 97,842 人、中学校 234 校の 55,412 人で計 702 校の 153,254 人となった。各項目については次の通りである。

1) 学校に関する基本情報

①調査対象の学校数、在籍者等（福島県内全ての国公立小・中学校）

表 1 は、小・中学校の学校数、学級数、在籍児童生徒数を小学校群と中学校群別に各項目について集計した。

表 1 小・中学校の学校数、学級数、在籍児童生徒数

	小学校			中学校			合計		
	学校数	学級数	在籍数	学校数	学級数	在籍数	学校数	学級数	在籍数
通常の学級	468	4,368	96,266	234	2,031	54,635	702	6,399	150,901
特別支援学級		403	1,576		231	777		634	2,353
合計	468	4,771	97,842	234	2,262	55,412	702	7,033	153,254

②特別支援学級の設置状況

表 2 は、小・中学校における特別支援学級の障がい種別の設置状況と在籍状況である。肢体不自由特別支援学級を設置している小・中学校は、小学校 6 学級 7 人、中学校 2 学級 5 人、計 8 学級 12 人であった。小・中学校に共通していることは、知的障がい特別支援学級、自閉症・情緒障がい特別支援学級を設置している学校が多かった。

表 2 小・中学校における特別支援学級の障がい種別の設置状況と在籍状況

	小学校		中学校		合計	
	学級数	在籍数（人）	学級数	在籍数（人）	学級数	在籍数（人）
肢体不自由	6	7	2	5	8	12
知的障がい	244	957	154	556	398	1,513
身体虚弱・病弱	1	1	0	0	1	1
弱視	3	5	1	1	4	6
難聴	6	10	3	6	9	16
言語障がい	0	0	0	0	0	0
自閉症・情緒障がい	143	596	71	209	214	805
合計	403	1576	231	777	634	2,353

2) 肢体不自由のある児童生徒の在籍等に関する状況

①本調査における肢体不自由となる該当要件

本調査では、肢体不自由のある児童生徒に該当する項目を次の 5 つとし、その項目に対して「ある・ない」「使用・不使用」「必要・不必要」を基準とし、次のア)～オ)に一つでも該当した場合とした。

- ア) 歩行に不安定さがある。
- イ) 義肢（義足、義手）や補装具（つえ、短下肢装具、靴型装具、足底装具等）を使用している。
- ウ) 移動に車椅子や歩行器を使用している。
- エ) 動作が困難なため日常生活（移動、食事、排泄、衣服の着脱等）で支援や配慮を必要としている。
- オ) 学習活動（筆記、運動等）で、上肢や下肢の動きの困難さがあり、支援や配慮を必要としている。

②児童生徒数とその割合及び実態

表3は、上記の項目に該当となった肢体不自由のある児童生徒の在籍学級の人数とその割合である。小学校では通常の学級に77人、特別支援学級に32人の計109人であった。中学校では、通常の学級に32人、特別支援学級に14人の計46人であった。小・中学校を合わせると通常の学級に109人、特別支援学級に46人の計155名であった。

肢体不自由のある児童生徒として該当となった児童生徒の70.3%は、通常の学級に在籍し、29.7%が特別支援学級に在籍していることがわかった。また、特別支援学級在籍者の小学校32人、中学校14人の計46人の内、肢体不自由の学級に在籍している児童生徒は、小学校で7名、中学校で5名の計12名であった。

表3 小・中学校における肢体不自由のある児童生徒数とその割合

	小学校 N=109		中学校 N=46		合計 N=155	
	在籍数	割合	在籍数	割合	在籍数	割合
通常の学級	77	70.6%	32	69.6%	109	70.3%
特別支援学級 () 肢体不自由特別支援学級在籍者	32 (7)	29.4% (6.4%)	14 (5)	30.4% (10.9%)	46 (12)	29.7% (7.7%)
合計	109	100%	46	100%	155	100%

表4は、上記の項目に該当した肢体不自由のある児童生徒の生活や学習における実態について（複数回答）である。小学校、中学校合わせて多かった項目は、「歩行の困難さや不安定さがある」が120人の77.4%、「学習活動の困難さがある」が109人の70.3%であった。小・中学校に在籍する児童生徒の約7割が、歩行に困難さや不安定さがあるとともに、学習活動においても困難さがあることがわかった。

表4 該当となった児童生徒の生活や学習の実態

	小学校 N=109		中学校 N=46		合計 N=155	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
歩行の困難さや不安定さがある	85	78.0%	35	76.1%	120	77.4%
学習活動の困難さがある	79	72.5%	30	65.2%	109	70.3%
日常生活の困難さがある	54	49.5%	26	56.5%	80	51.6%
義肢・補助具を使用している	44	40.4%	20	43.5%	64	41.3%
車椅子・歩行器を使用している	15	13.8%	17	37.0%	32	20.6%

③該当者の疾患状況

図2は、該当となった肢体不自由のある児童生徒の疾患状況について（複数回答）である。最も多かったのは脳性疾患（脳性まひや脳室周囲白質軟化症等）の45.3%であった。次に、脊椎脊髄疾患（二分脊椎）の12.0%であった。以下、筋原性疾患（進行性筋ジストロフィー等）、四肢の変形等（四肢欠損、脱臼・変形等）、骨関節疾患（多発性関節拘縮症等）、骨系統疾患（先天性軟骨無形成症等）、代謝疾患（くる病等）であった。

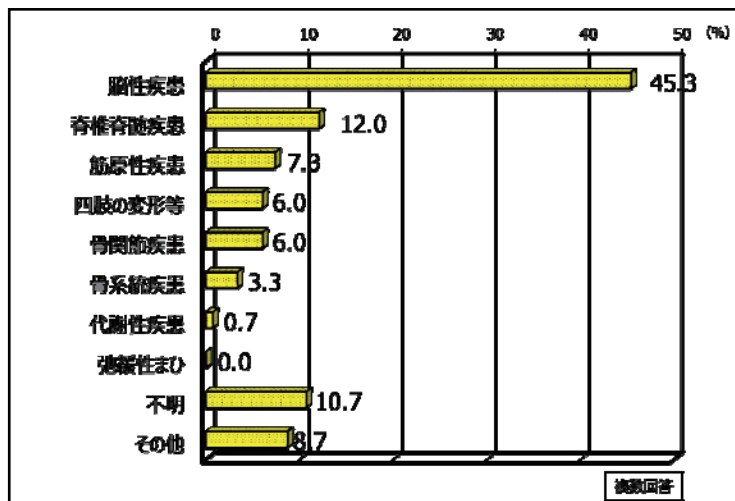


図2 該当者の疾患状況

④関係機関との連携状況

表5は、肢体不自由のある児童生徒の関係機関との連携状況である。小・中学校が関係機関と「連携している」で最も割合が高かったのは、医療機関の65.8%であった。反対に、最も低かったのは、17.4%の福祉機関であった。特別支援学校との連携では、「連携している」が18.1%であった。

なお、「連携している」には、「必要なときに連携している」と「保護者を通じて連携している」を合わせて集計した。

表5 該当者の関係機関との連携

	小学校 N=109		中学校 N=46		合計 N=155	
	連携している	割合	連携している	割合	連携している	割合
医療機関	68	62.4%	34	73.9%	102	65.8%
保健機関	26	23.9%	13	28.3%	39	25.2%
福祉機関	19	17.4%	8	17.4%	27	17.4%
教育機関	36	33.3%	27	58.7%	63	40.9%
相談機関	30	27.5%	13	28.3%	43	27.7%
特別支援学校	16	14.7%	12	26.1%	28	18.1%

⑤支援員又は介助員の配置状況

表6は、支援員又は介助員の配置状況である。小学校474人、中学校109人の計583人であった。1校あたりに換算すると小学校で1.01人、中学校で0.47人となった。また、

肢体不自由のある児童生徒が在籍している学校の支援員又は介助員の数は、小学校 155 人、中学校 43 人の計 198 人であった。1 校あたりに換算すると小学校で 1.65 人、中学校で 1.08 人となり肢体不自由のある児童生徒が在籍している学校には、支援員又は介助員が多く配置されていることがわかった。

表 6 支援員又は介助員の配置状況

	小学校			中学校			合計		
	人数	学校数	一校あたりの配置数	人数	学校数	一校あたりの配置数	人数	学校数	一校あたりの配置数
全ての学校の支援員又は介助員	474	468	1.01	109	234	0.47	583	702	0.83
肢体不自由のある児童生徒の在籍校の支援員又は介助員	155	94	1.65	43	40	1.08	198	134	1.48

⑥特別支援学校のセンター的機能について

表 7 は、小・中学校の要請に応じて特別支援学校が助言又は援助ができる（センター的機能）ことについての認知の状況である。「知っている」が小学校 98.7%、中学校 97.4% と高い割合であった。

表 7 センター的機能に関する認知の状況

		小学校 N=109		中学校 N=46		合計 N=155	
		学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
センター的機能	知っている	462	98.7%	228	97.4%	690	98.3%
	知らない	6	1.3%	6	2.6%	12	1.7%
合計		468	100%	234	100%	702	100%

表 8 は、小・中学校が過去 3 年間で、肢体不自由のある児童生徒だけではなく、他の障がいのある児童生徒も含めて、県内全ての特別支援学校に対して行った支援要請の有無についてである。要請したことがある小学校は 184 校の 39.3%、中学校は 52 校の 22.2% であった。

表 8 特別支援学校に対する要請の状況（過去 3 年間）

		小学校 N=109		中学校 N=46		合計 N=155	
		学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
特別支援学校への支援要請校数【過去 3 年間】	ある	184	39.3%	52	22.2%	236	33.6%
	ない	284	60.7%	182	77.8%	466	66.3%
合計		468	100%	234	100%	702	100%

(6) 二次調査の結果

一次調査以降、対象児童生徒の転学により 5 人減となり、対象校は 4 校減となった。二次調査における最終学校数等は、小学校 91 校の 105 人、中学校 39 校の 45 人、計 130 校の 150 人となった。回収率は、小・中学校ともに 100%であった。各項目については次の通りである。

1) 回答者について

①内訳

表9は、二次調査の回答者の内訳である。回答者の83.3%が担任であった。また、その他の回答者は、教頭、特別支援教育コーディネーターであった。

表9 回答者の内訳

	小学校 N=105		中学校 N=45		合計 N=150	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
担任	89	84.8%	36	80.0%	125	83.3%
その他	16	15.2%	9	20.0%	25	16.7%
合計	105	100%	45	100%	150	100%

②教職経験年数

表10は、回答者の教職経験年数である。最も多かったのは、20～25年未満の43人の28.7%であった。次に25～30年未満の30人の26.0%であった。20年～30年未満を合わせると73人の54.7%となり、回答者の約半数を占めた。

表10 回答者の教職経験年数

	小学校 N=105		中学校 N=45		合計 N=150	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1～5年未満	4	3.8%	3	6.7%	7	4.7%
5～10年未満	8	7.6%	4	8.9%	12	8.0%
10～15年未満	6	5.7%	1	2.2%	7	4.7%
15～20年未満	12	11.4%	2	4.4%	14	9.3%
20～25年未満	30	28.6%	13	28.9%	43	28.7%
25～30年未満	22	21.0%	8	17.8%	30	26.0%
30～35年未満	18	17.1%	8	17.8%	26	17.3%
35年以上～	5	4.8%	6	13.3%	11	7.3%
合計	105	100%	45	100%	150	100%

③特別支援教育経験年数

表11は、回答者の特別支援教育（特別支援学級、通級による指導、特別支援学校）の経験年数である。最も多かったのは、小・中学校合わせて1年未満の72人の48.0%であった。次に、1～5年未満の39人の26.0%であった。回答者の約半数は、1年未満であり、5年未満と合わせると111人の74.0%となり、回答者の約7割以上を占めた。

表 11 回答者の特別支援教育経験年数

	小学校 N=105		中学校 N=45		合計 N=150	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1年未満	51	48.6%	21	46.7%	72	48.0%
1～5年未満	30	28.6%	9	20.0%	39	26.0%
5～10年未満	7	6.7%	3	6.7%	10	6.7%
10～15年未満	8	7.6%	6	13.3%	14	9.3%
15～20年未満	4	3.8%	5	11.1%	9	6.0%
20年以上	5	4.8%	1	2.2%	6	4.0%
合計	105	100%	45	100%	150	100%

2) 学習状況や生活状況等について

① 困難さやつまずきのある教科等名

図3は、児童生徒の学習活動（筆記、教材・教具の操作、運動、移動等）において、肢体不自由に伴う困難さやつまずきのある教科等名について（複数回答）である。最も多かったのは、体育、保健体育の90.0%であった。次に、音楽、図画工作・美術、美術、特別活動、家庭、技術・家庭、算数・数学の順となった。運動や動作、実技、制作、調理など身体の動きをたくさん使う教科が上位となった。

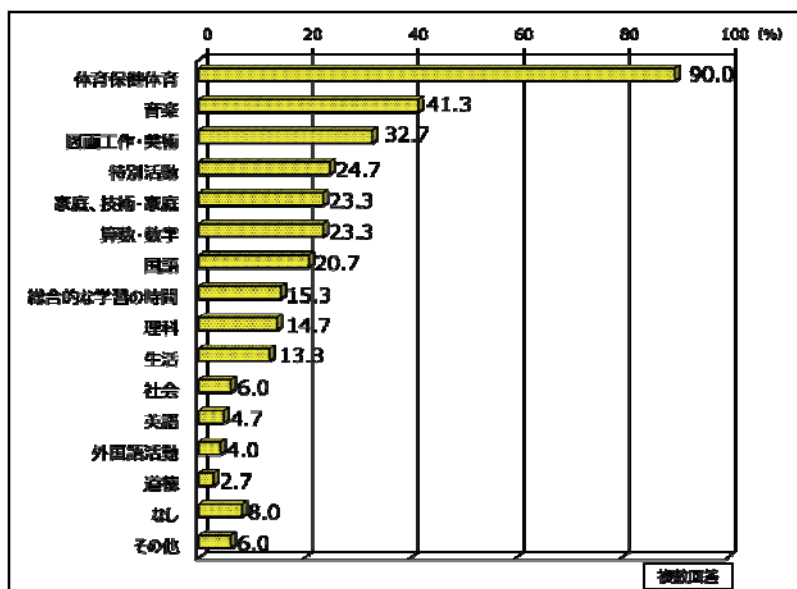


図3 肢体不自由に伴う困難さやつまずきのある教科等名

② 学習上又は生活上での困難さ

図4は、教師から見た該当児童生徒の学習上又は生活上での困難さ等の状況（複数回答）についてである。最も多かったのは、「運動や教室移動、階段等での困難さがみられる」の76.0%であった。次に「道具・用具の活用で困難さがみられる。（定規、はさみ、リコ

ーダー、彫刻刀等)」の53.3%であった。その次に「生活全般に時間がかかる困難さ」「身支度、身の回りの整理整頓をすることへの困難さ」「筆記の困難さ」「姿勢の不安定さや疲れやすくなる困難さ」となった。これらの上位の項目には、周りの教員等が「気づきやすい子どもの困難さ」が多くを占めた。

反対に、少なかった回答は、「ものの見え方や捉えにくさ」との関連する可能性のある「文章を読む場面で、行の読み飛ばしや漢字の読み間違いがみられる」の13.3%であった。同じように「地図、定規の目盛り、グラフ、図形、資料等の読み取りに困難さがみられる」の20.0%、「教師の指示した文章、図、資料等を探したり、注目したりする際に困難さがみられる」の20.7%であった。これらの下位の項目には、見え方や捉えにくさなど周りの教員等が「気づきにくい子どもの困難さ」が多くを占めた。

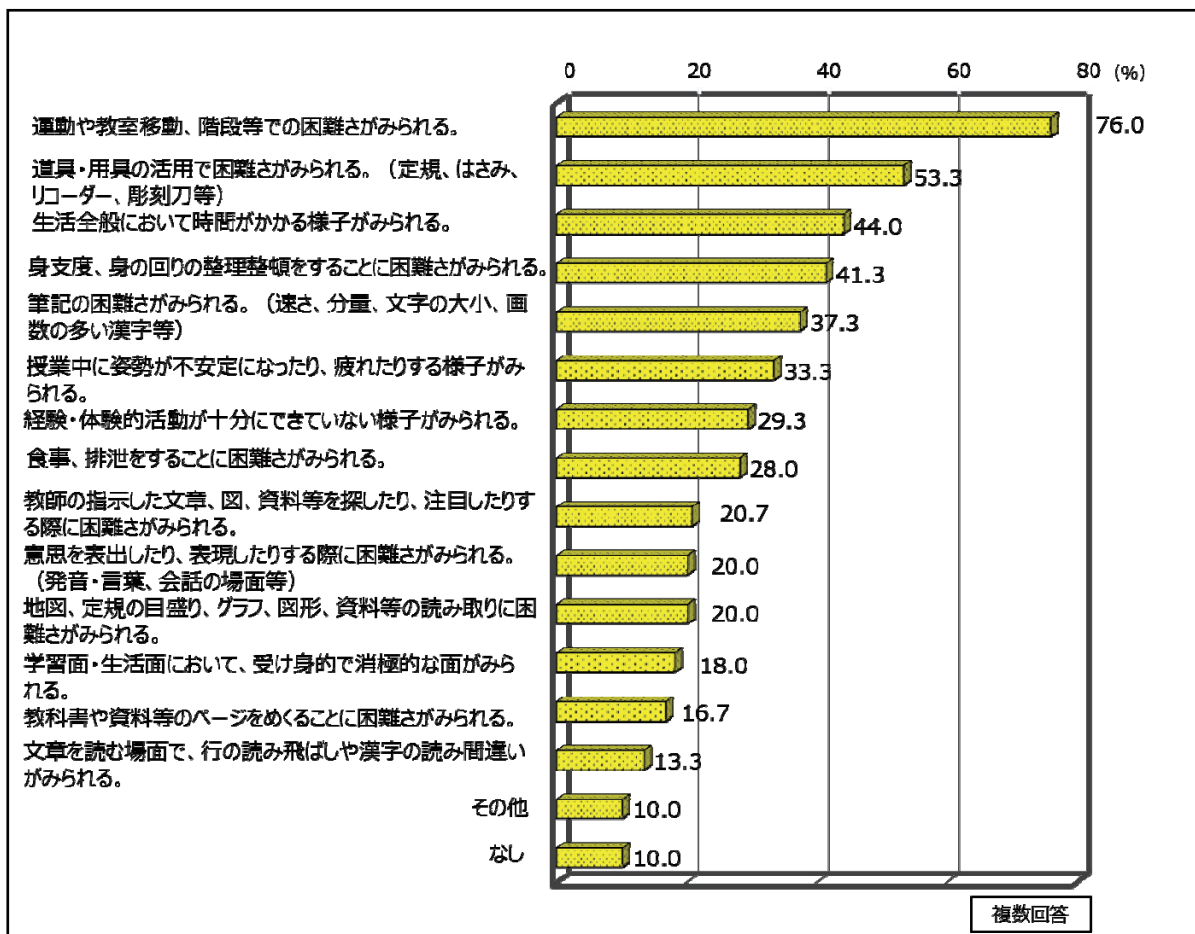


図4 児童生徒の学習上又は生活上での困難さ等の状況

③「ものの見え方や捉えにくさ」の教員の認識

表12は、教員が該当する児童生徒について「ものの見え方や捉えにくさ」の困難があるかもしれないという認識についての有無である。「認識したことがある」とした教員は、小学校44人で41.9%、中学校11人で24.4%、小・中学校を合わせると55人の36.7%であった。なお、回答するに当たっては、「ものの見え方や捉えにくさ」について補足資料(資料2参照)を添付した。

表 12 該当児童生徒の「ものの見え方や捉えにくさ」の教員の認識

	小学校 N=105		中学校 N=45		合計 N=150	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
認識したことがある	44	41.9%	11	24.4%	55	36.7%
認識したことがない	61	58.1%	34	75.6%	95	63.3%
合計	105	100%	45	100%	150	100%

3) 環境整備と支援体制等について

① 学校又は学級として行った環境整備や支援体制

該当の児童生徒に対して、学校又は学級として行った環境整備や支援体制づくりについての自由記述の内容を分析整理し、「移動」「日常生活」「教室配置」「学習」「支援員又は介助員」「教職員の理解」「保護者連携」「外部連携」「災害・安全」「理解」に分類した。

記述内容の概要としては、移動するための環境整備として、エレベーターの設置等ばかりではなく、「段差に赤いテープを張る」「昇降口に靴を履きやすくするために椅子を準備する」など実態に合わせた簡易な環境整備も見られた。学習面では、机や椅子など一人一人の状態に合わせた環境整備が多かった。また、「体育の授業内容の工夫」や「テストの文字の拡大」など合理的配慮の提供につながる記述も散見された。最も多かった記述は、「教職員で共通理解を図っている」であった。

② 支援員又は介助員の配置状況とその内容

表 13 は、該当者を中心にした支援や援助を行うための支援員又は介助員の配置についてである。小学校では、48 人で 45.7%であった。中学校では、26 人で 57.8%であった。小・中学校を合わせると 74 人で 49.3%となり、肢体不自由のある児童生徒の 2 人に 1 人支援員又は介助員が配置されていた。

表 13 該当者を中心にした支援員又は介助員の配置状況

	小学校 N=105		中学校 N=45		合計 N=150	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
支援員又は介助員の配置	48	45.7%	26	57.8%	74	49.3%

支援員又は介助員の主な支援内容に関する自由記述自由記述の内容を学習面、生活面、その他に分類して整理した。記述内容の概要としては、学習面、生活面全般にわたる補助や支援が多かった。また、その他としては、教員や保護者と連携・協力している内容が散見された。

③困難を軽減するために行っている配慮や環境整備・支援体制状況

図5は、児童生徒の学習上又は生活上の困難を軽減するために行っている配慮や環境整備・支援体制状況について（複数回答）である。最も多かったのは、「教職員間の共通理解や周囲の児童生徒への協力や理解啓発をしている」の80.7%であった。次は、「必要に応じて技能教科（体育等）の学習内容の精選や変更・調整している」の55.3%であった。次は、「生活全般において、時間の確保や支援員を配置している」の43.3%であった。上位の項目には、学習面の項目が1項目見られたものの、学習面への支援の割合が少なく、生活上に必要な項目が多くを占めていた。

下位の7項目では、「姿勢を安定させるカット机、台形机、書見台、専用チェア等を使用している」の16.0%、「筆記がしやすい工夫をしている」の14.7%、「道具や用具を操作しやすい補助具等を活用している」の9.3%、「目盛りや地図等を見やすく、読み取りやすい教材・教具の工夫をしている」の6.0%など学習に関する項目が、多くを占めていた。

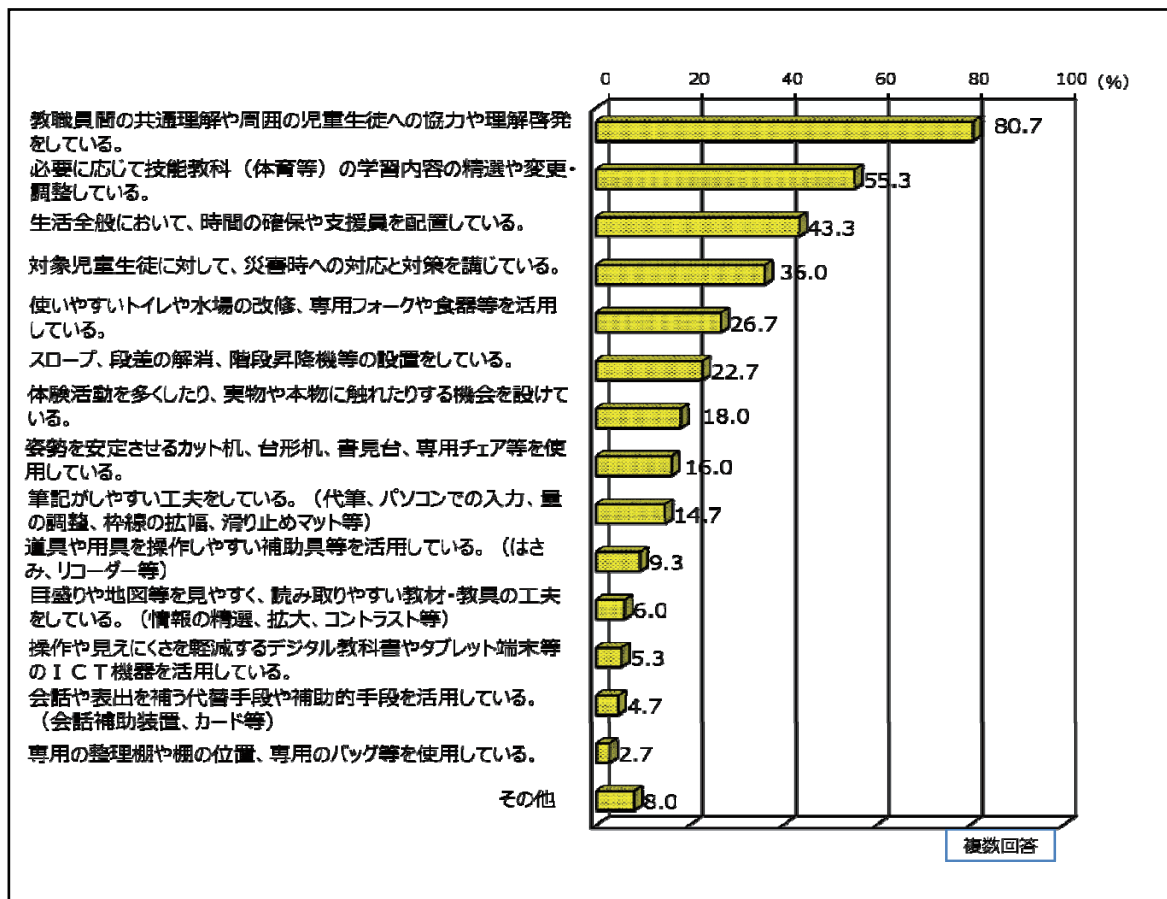


図5 学習上又は生活上の困難を軽減するために行っている配慮や環境整備・支援体制状況

4) 特別支援学校のセンター的機能について

①相談可能な近隣の特別支援学校の有無

表14は、該当の児童生徒の指導や支援について、相談可能な近隣の特別支援学校の有無についてである。小学校では、「ある」が68校で64.8%、「ない」が32校で30.5%で

あった。中学校では、「ある」が26校で57.8%、「ない」が18校で40.0%であった。

表 14 該当の児童生徒について相談可能な近隣の特別支援学校の有無

	小学校 N=105		中学校 N=45		合計 N=150	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
ある	68	64.8%	26	57.8%	94	62.7%
ない	32	30.5%	18	40.0%	50	33.3%
無回答	5	4.8%	1	2.2%	6	4.0%
合計	105	100%	45	100%	150	100%

②特別支援学校のセンター的機能として活用したい項目

図 4-4-6 は、肢体不自由のある児童生徒の困難さへの対応において、特別支援学校のセンター的機能として活用したい項目について（複数回答）である。最も多かったのは、「姿勢や身体の動き、運動・体育等に関すること」の48.0%であった。次に「肢体不自由のある子どもの理解と対応に関すること」の36.0%、「学習内容の変更や調整、支援や配慮事項の相談に関すること」の30.7%、「校内の環境整備や支援体制づくりに関すること」の25.3%であった。

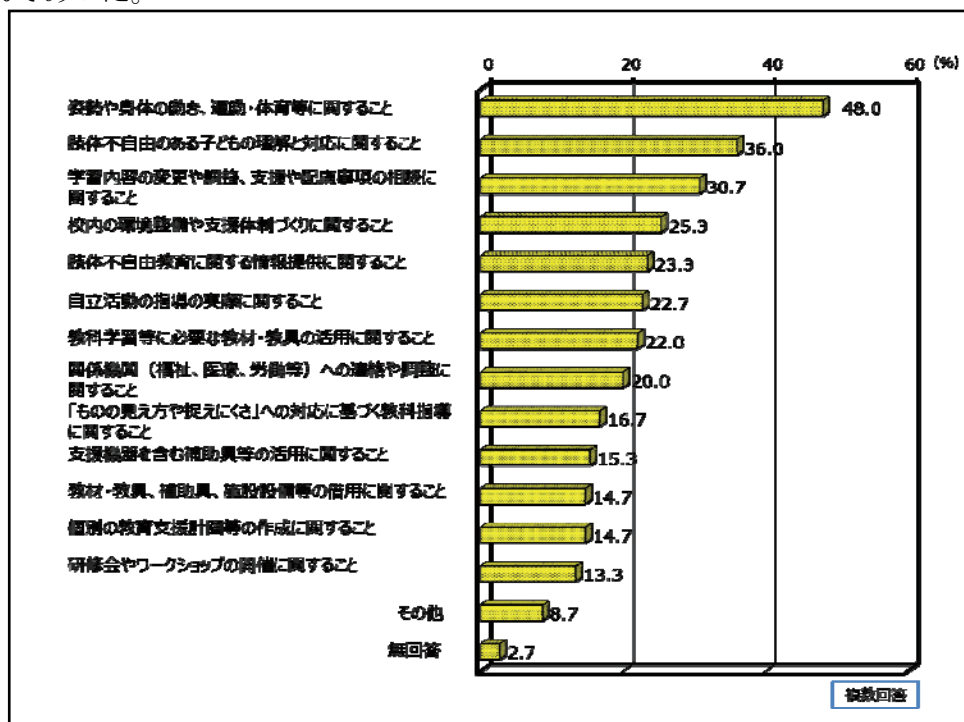


図 6 特別支援学校のセンター的機能として活用したい項目

③連携する機会の設定

表 4-4-15 は、児童生徒の学習の充実に向けた指導・支援について当センターや特別支援学校等と一緒に考えたり、検討したりする機会を設けることについてである。「可能である」は、小学校で48校の45.7%、中学校で13校の28.9%であった。また、「検討したい」

は、小学校で46校の43.8%、中学校で23校の51.1%であった。「可能である」「検討したい」を合わせた割合は、130校の86.7%となり、特別支援学校のセンター的機能を活用して、児童生徒の学習の充実を図りたいことがうかがえた。

表15 児童生徒の学習充実のための連携する機会の設定

	小学校 N=105		中学校 N=45		合計 N=150	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
可能である	48	45.7%	13	28.9%	61	40.7%
検討したい	46	43.8%	23	51.1%	69	46.0%
可能ではない	6	5.7%	7	15.4%	13	8.7%
無回答	5	5%	2	4%	7	4.7%
合計	105	100%	45	100%	150	100%

(7) 調査のまとめと考察

1) 学習上、生活上の困難さと軽減するための配慮や環境整備・支援体制等

図7は、前述した図4「子どもの困難さの現状」と図5「困難さを軽減するために行っている配慮や環境整備等」とを対応できる項目ごとに比較した。ドットの棒線は「子どもの困難さの現状」で、濃色の棒線は「困難さを軽減するために行っている配慮や環境整備・支援体制状況」である。値の差が大きいほど、困難さに対して配慮や環境整備が十分ではないことになる。特徴的だった項目を次の図8、図9、図10で示した。

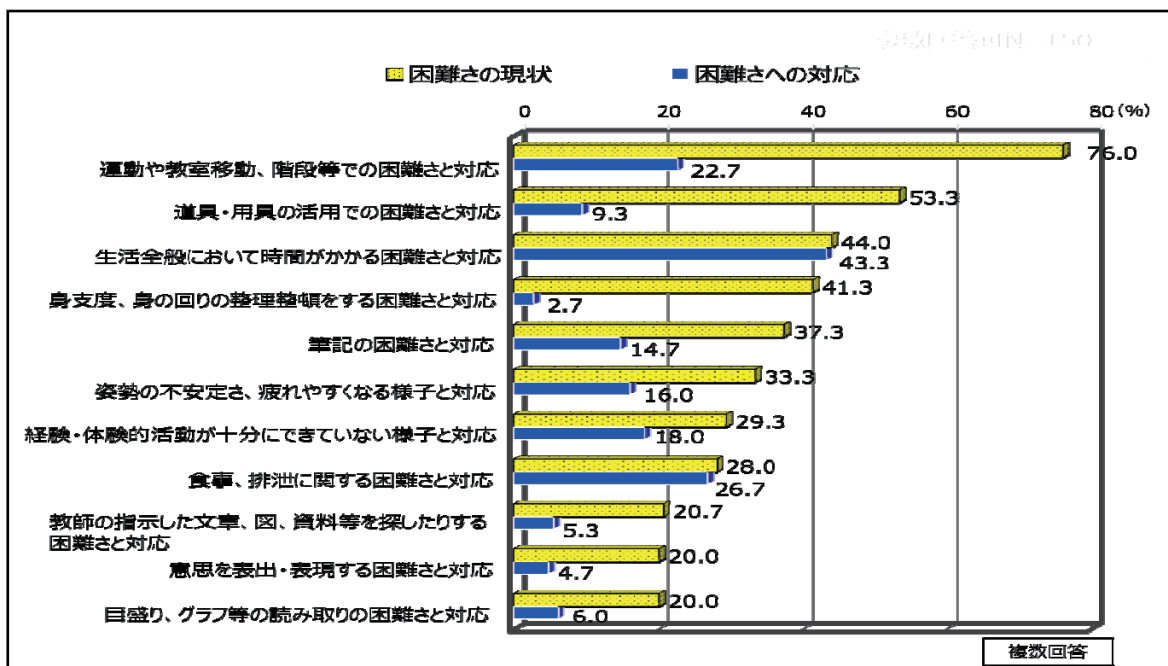


図7 困難さの現状と困難さへの対応を比較したグラフ

図8は、生活上の困難さの現状とその対応を比較した図である。「生活全般において時間がかかる様子がみられる」と「生活全般において、時間の確保や支援員を配置している」では、困難さの現状44.0%に対し、対応は43.3%と差が少なかった。

2つ目は、「食事、排泄をすることに困難さがみられる」と「使いやすいトイレや水場の改修、専用フォークや食器等を活用している」では、困難さの現状28.0%に対し、対応

は 26.7%と同じように差が少なかった。

この比較からは、子どもの困難さ（時間がかかわることや日常生活の困難さ）に対して、生活を支える配慮と環境整備は、ほぼされていると考えられた。一方、支援員の配置による支援体制のみで十分であるのかなど、支援方法等も含め、次年度の研究を通して明らかにする必要があると考えられた。

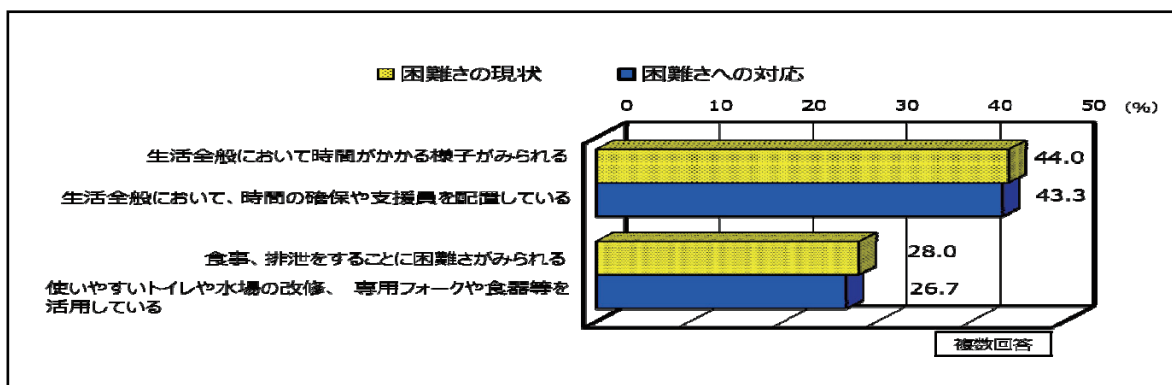


図8 生活上の困難さの現状とその対応を比較した図（差が少ない項目）

図9は、学習を支える道具等を中心にした比較である。「道具・用具の活用で困難さがみられる」と「道具や用具を操作しやすい補助具等を活用している」では、困難さの現状 53.3%に対して、対応は 9.3%であった。

2つ目は、「筆記の困難さがみられる」と「筆記がしやすい工夫をしている」では、困難さの現状 37.3%に対して、対応は 14.7%であった。3つ目は、「姿勢が不安定になったり、疲れたりする様子がみられる」と「姿勢を安定させるカット机、台形机、書見台、専用チェア等を使用している」では、困難さの現状 33.3%に対して、対応は、16.0%であった。

この比較からは、困難さに対する支援や配慮に差が見られた。これらは、周りの教員等が「気づきやすい困難さ」であっても、「どのような道具や補助具があるのか」などについて、わからないことや情報不足があるのではないかと考えられた。

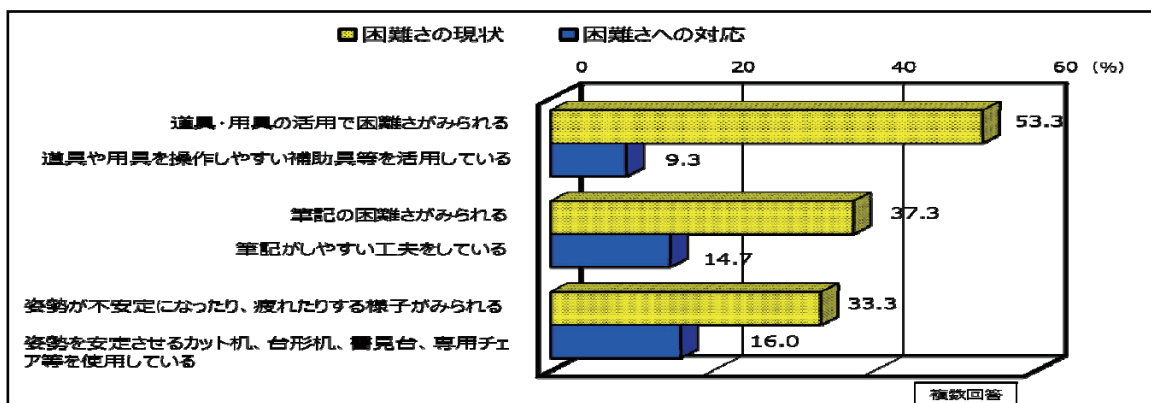


図9 学習を支える道具等を中心にした比較（差が大きい項目）

図10は、脳性疾患のある児童生徒に多く見られる「ものの見え方や捉えにくさ」を中心

にした比較である。「教師の指示した文章、図、資料等を探したり、注目したりする際に困難さがみられる」と「操作や見えにくさを軽減するデジタル教科書やタブレット端末等の ICT 機器を活用している」では、困難さの現状 20.7%に対して、対応は 5.3%であった。2つ目は、「地図、定規の目盛り、グラフ、図形、資料等の読み取りに困難さがみられる」と「目盛りや地図等を見やすく、読み取りやすい教材・教具の工夫をしている」では、困難さの現状 20.0%に対して、対応は 6.0%であった。

これらの比較からも、困難さに対する支援や配慮に差が見られた。これらは、「ものの見え方や捉えにくさ」といった「周りの教員等が気づきにくい」又は「把握しにくい」内容であると考えられる。これらを把握するためには、日頃の実態把握や観察の方法が重要であることから、特別支援学校のセンター的機能を活用することが有効であると考えられる。同時に、特別支援学校側は、小・中学校に対して「気づきにくい子どもの困難さ」を各学校の実践を通して得られた実例や情報提供を基に支援をすることが必要ではないかと考えられた。

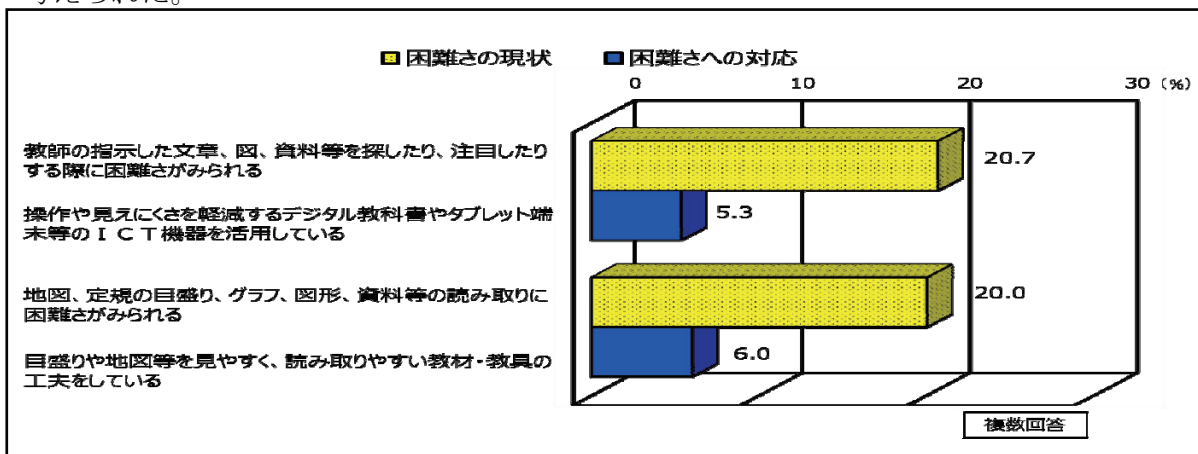


図 10 「ものの見え方や捉えにくさ」を中心にした比較

2) 小・中学校と特別支援学校との連携

- ア) 一次調査結果の表 5 で示したように、肢体不自由のある児童生徒が在籍している小・中学校と特別支援学校との連携状況では、「連携している」が 18.1%であった。現状として、十分に連携しているとは言えないと考えられる。
- イ) 二次調査結果の表 14 で示したように、肢体不自由のある児童生徒の指導や支援について、必要に応じて相談可能な近隣の特別支援学校の有無では、小・中学校合わせて「ある」が 62.7%、「ない」が 33.3%であった。「ない」と回答した学校の中には、広域な県土である本県の特性もあり、近隣の特別支援学校と数十キロ以上離れている現状もあることから、距離的な課題として「ない」と回答したと考えられる。
- ウ) 表 11 で示したように、回答者の特別支援教育の経験年数が、1 年未満が 48.0%であった。この現状を踏まえ特別支援学校のセンター的機能を発揮し、小・中学校と連携していくためには、できるだけ専門的な用語や言葉を使わずに、わかりやすい言葉で説明したり、具体的な教材や支援機器の提案をしたりすることが重要だと考えられる。
- エ) 一次調査結果の表 7 で示したように 98.3%の高い割合で小・中学校の要請に応じて特別支援学校が助言又は援助ができる（センター的機能）ことを知っていることや、二次

調査結果の表 15 に示したように、児童生徒の学習の充実に向けた指導・支援について、86.7%の小・中学校が、特別支援学校のセンター的機能を活用して、児童生徒の学習の充実を図りたいことがうかがえた。

3) 今後に向けて

現在、特別支援学校では、センター的機能を発揮するために、地域支援部等の組織を活性化させ、教材・教具や支援機器等のライブラリー等の充実をはじめとした様々な事柄を通し、地域の教育資源の一つとしての取組が進められている。今後は、調査結果と考察を活かし、小・中学校のニーズに応じた特別支援学校のセンター的機能を発揮していくために、次の観点が重要であると考えられる。

- ア) 「気づきやすい困難さ」である学習を支える支援や配慮について
- イ) 「気づくにくい困難さ」であるものの見え方や捉えにくさへの支援や配慮について
- ウ) センター的機能に求めるニーズの一つである学習内容の変更・調整に関する相談と実践

二年次の研究では、上記の観点を踏まえ、特別支援学校が小・中学校側のニーズを捉え、どのようにしたら肢体不自由のある児童生徒の十分な力の発揮につながるのかについて、一緒に考え取り組んでいけるかが重要である。そして、これらの取組を蓄積していくことで、合理的配慮の提供として整理されるものがあると考えられた。

さらには、これらの実践を好事例として各市町村の教育委員会や小・中学校へ提供していくことで、各地域（市町村）を単位とした小学校、中学校、特別支援学校、教育委員会との連携システムが構築されていくことを目指して取り組んでいきたい。

参考文献

- 1) 中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）．共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）．
- 2) 国立特別支援教育総合研究所（2008）．「特別支援教育への理解と対応の充実に向けた小・中学校の取組に関する状況調査」報告書．
- 3) 国立特別支援教育総合研究所（2011）．「全国小・中学校肢体不自由特別支援学級の指導に関する調査」報告書．
- 4) 国立特別支援教育総合研究所（2012）．「肢体不自由のある児童生徒に対する言語活動を中心とした表現する力を育む指導に関する研究」～教科学習の充実をめざして～
- 5) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2013）．教育支援資料～障害のある子ども就学手続と早期からの一貫した支援の充実～．
- 6) 日本肢体不自由教育研究会（2014）．肢体不自由教育 217 号（「小・中学校における肢体不自由教育」特集号）
- 7) 筑波大学附属桐が丘特別支援学校（2008）．肢体不自由のある子どもの教科指導 Q & A．ジアース教育新社．

※文中の「障害」の表記について、福島県の表記方法である「障がい」を用いた。

福島県養護教育センター第一次調査 調査票の概要

1. 学校に関する基本情報

1-1 学級数と児童生徒数について、お答えください。(半角数字)

	学級	
通常の学級数		<input style="width: 90%;" type="text"/> 人
特別支援学級数		<input style="width: 90%;" type="text"/> 人
(特別支援学級の内訳)		
肢体不自由		<input style="width: 90%;" type="text"/> 人
知的障がい		<input style="width: 90%;" type="text"/> 人
身体虚弱・病弱		<input style="width: 90%;" type="text"/> 人
弱視		<input style="width: 90%;" type="text"/> 人
難聴		<input style="width: 90%;" type="text"/> 人
言語障がい		<input style="width: 90%;" type="text"/> 人
自閉症・情緒障がい		<input style="width: 90%;" type="text"/> 人

1-2 学校の支援員又は介助員について、お答えください。

特別支援教育支援員又は介助員数	<input style="width: 90%;" type="text"/> 人
-----------------	--

1-3 特別支援学校(盲・聾・養護学校)が、小・中学校等の要請に応じて助言又は援助をできることを知っていますか？

(0 知らない 1 知っている)

回答欄

1-4 特別支援学校へ(盲・聾・養護学校)へ過去3年間で、肢体不自由のある児童生徒にかかわらず、支援(巡回相談等)を要請したことがありますか？

(0 ない 1 ある)

回答欄

2. 肢体不自由のある児童生徒に関する調査

「肢体不自由のある児童生徒」とは、以下の5つの事項のいずれか又は複数に該当する場合とします。

- 歩行に不安定さがある。
- 義肢(義足、義手)や補装具(つえ、短下肢装具、靴型装具、足底装具等)を使用している。
- 移動に車椅子や歩行器を使用している。
- 動作が困難なため日常生活(移動、食事、排泄、衣服の着脱等)で支援や配慮を必要としている。
- 学習活動(筆記、運動等)で、上肢や下肢の動きの困難さがあり、支援や配慮を必要としている。

※上記に該当する児童生徒一人一人の状況について教えてください。

例) 対象生徒が2名以上の場合は、A、B、C、…に各人の状況を記入してください。

		児童生徒	A	B	C	D	E	F
		学 年						
		在籍学級						
		男 女						
生活や学習における 肢体不自由	歩行に不安定さがある。 (0 ない 1 ある)							
	義肢(義足、義手)や補助具(つえ、短下肢装具、靴型装具、足底装具等)を使用している。 (0 使用していない 1 使用している)							
	移動に車椅子や歩行器を使用している。 (0 使用していない 1 使用している)							
	動作が困難なため日常生活(移動、食事、排泄、衣服の着脱等)で支援や配慮を必要としている。 (0 必要としていない 1 必要としている)							
	学習活動(筆記、運動等)で、上肢や下肢の動きの困難さがあり、支援や配慮を必要としている。 (0 必要としていない 1 必要としている)							
診断名	病院での診断について (0 学校では把握していない又は不明 1 なし 2 あり)							
	病院での診断名							
	病院での診断名(複数ある場合2つ目)							
	診断名が「その他」の場合、記入してください。							
学校と各機関との連携	選択肢	1 学校として常時、連絡等の連携を行っている	2 学校として必要なときに連絡等の連携を行っている	3 学校として保護者を通じて連絡等の連携を行っている	4 学校として連絡等の連携は行っていない	※児童生徒一人一人について、お答えください。		
	病院などの医療機関(学校医は除く)							
	保健所や役所等の保健機関							
	福祉事業所や児童相談所などの福祉機関							
	幼稚園・保育所(園)・小学校・中学校などの教育機関							
	養護教育センター等などの相談機関							
	特別支援学校(盲・聾・養護学校)							

福島県養護教育センター第二次調査 調査票の概要

資料7

0 回答される教職員について

0-1 本調査用紙の記入者について伺います。該当する口にチェック☑してお答えください。

※「その他」の場合は、()内に職名等を記入してください。

担任 その他()

0-2 回答者の教職経験年数をお答えください。

※今年度を1年に含めて記入してください。

年目

0-3 これまでに、特別支援学級、通級による指導、特別支援学校での勤務年数を合算してお答えください。

※今年度を1年に含めて記入してください。

年目

1 対象の児童生徒の学習状況等について

1-1 対象の児童生徒の学習活動(筆記、教材・教具の操作、運動、移動等)において、肢体不自由に伴う困難さやつまずきのある教科等名を該当する口にチェック☑してお答えください。(複数回答可)

※担当していない教科は、各教科担当の先生に確認し記入してください。

※特別支援学級で各教科等を合わせた指導を実施している場合は、その他の欄にチェック☑し生活単元学習等と記入してください。

<input type="checkbox"/> 国語	<input type="checkbox"/> 社会	<input type="checkbox"/> 算数(数学)
<input type="checkbox"/> 理科	<input type="checkbox"/> 英語(中学校のみ)	<input type="checkbox"/> 音楽
<input type="checkbox"/> 図画工作(美術)	<input type="checkbox"/> 家庭科(技術・家庭)	<input type="checkbox"/> 体育(保健体育)
<input type="checkbox"/> 生活科(小学校のみ)	<input type="checkbox"/> 道徳	<input type="checkbox"/> 外国語活動
<input type="checkbox"/> 総合的な学習	<input type="checkbox"/> 特別活動	<input type="checkbox"/> その他()
		その他()

1-2 上記の各教科等において、どのような学習場面で困難さやつまずきがあるのかについて、教科名とその場面をお答えください。(自由記述)

※各教科に共通する場合や類似する場合は、教科名を書かなくても結構です。

例) 算数・数学の作図場面。理科の実験場面。板書をノートに写す場面。家庭科の実習の場面。体育の球技場面。など
教科書や資料のページをめくる場面。文や文章を読む場面。 など

1-3 下記の項目をお読みになり、教師から見た対象児童生徒にとっての学習上又は生活上での困難さ等の状況について、該当する口にチェック☑してお答えください。(複数回答可)

- 筆記の困難さがみられる。(速さ、分量、文字の大小、画数の多い漢字等)
- 道具・用具の活用で困難さがみられる。(定規、はさみ、リコーダー、彫刻刀等)
- 意思を表出したり、表現したりする際に困難さがみられる。(発音・言葉、会話の場面等)
- 教科書や資料等のページをめくることに困難さがみられる。
- 文章を読む場面で、行の読み飛ばしや漢字の読み間違いがみられる。
- 教師の指示した文章、図、資料等を探したり、注目したりする際に困難さがみられる。
- 地図、定規の目盛り、グラフ、図形、資料等の読み取りに困難さがみられる。
- 授業中に姿勢が不安定になったり、疲れたりする様子がみられる。
- 生活全般において時間がかかる様子がみられる。
- 食事、排泄をすることに困難さがみられる。
- 身支度、身の回りの整理整頓をすることに困難さがみられる。
- 運動や教室移動、階段等での困難さがみられる。
- 学習面・生活面において、受け身的で消極的な面がみられる。
- 経験・体験的活動が十分にできていない様子がみられる。
- その他 ※これら以外で困難さがありましたらお答えください。(自由記述)

1-4 肢体不自由のある児童生徒の中には上肢機能や下肢機能等の困難だけでなく、ものの見え方や捉えにくさ※1により、学習をする上での困難が生じる場合があります。これらは、指導・支援者側からは、わかりにくい困難さですが、対象の児童生徒が、このような困難さがあるかもしれないと認識したことはありますか。該当する□にチェック☑してお答えください。

- ある ない

1-5 対象の児童生徒を指導・支援する上での難しさや悩んでいること等がありましたらお答えください。(自由記述)

2 対象の児童生徒の環境整備と支援体制等について

2-1 対象の児童生徒を指導・支援をする上で、作成してある計画がありましたら該当する□にチェック☑してお答えください。(複数回答可)

- 個別の教育支援計画 個別の指導計画 その他()

2-2 対象の児童生徒に対して、学校又は学級として行った環境整備や支援体制づくりがありましたらお答えください。(自由記述)

例)入学時に1Fトイレの簡単な改修を行った。学年の教室配置を工夫した。避難通路に近い廊下側の席にしている。教職員で指導・支援について共通理解を図った。など

2-3 対象の児童生徒を中心にした支援や援助を行うための支援員又は介助員は配置されていますか。該当する□にチェック☑してお答えください。また、支援員又は介助員を配置している場合には、主な支援内容をお答えください。(自由記述)

- 配置している 配置していない

主な内容

2-4 下記の項目をお読みになり、対象の児童生徒の学習上又は生活上の困難を軽減するために行っている配慮や環境整備・支援体制状況について、該当する□にチェック☑してお答えください。(複数回答可)

- 筆記がしやすい工夫をしている。(代筆、パソコンでの入力、量の調整、枠線の拡幅、滑り止めマット等)
- 道具や用具を操作しやすい補助具等を活用している。(※2 はさみ、リコーダー等)
- 会話や表出を補う代替手段や補助的手段を活用している。(※3 会話補助装置、カード等)
- 操作や見えにくさを軽減するデジタル教科書やタブレット端末等のICT機器を活用している。
- 目盛りや地図等を見やすく、読み取りやすい教材・教具の工夫をしている。(情報の精選、拡大、コントラスト等)
- 姿勢を安定させる※4 カット机、台形机、※5 書見台、※6 専用チェア等を使用している。
- 生活全般において、時間の確保や支援員を配置している。
- 使いやすイトイレや水場の改修、※7 専用フォークや食器等を活用している。
- 専用の※8 整理棚や棚の位置、専用のバッグ等を使用している。
- スロープ、段差の解消、階段昇降機等の設置をしている。
- 教職員間の共通理解や周囲の児童生徒への協力や理解啓発をしている。
- 体験活動を多くしたり、実物や本物に触れたりする機会を設けている。
- 必要に応じて技能教科(体育等)の学習内容の精選や変更・調整している。

- 対象児童生徒に対して、災害時への対応と対策を講じている。
- その他 ※これら以外に行っていることがありましたらお答えください。(自由記述)

3 特別支援学校のセンター的機能について

3-1 対象の児童生徒の指導や支援について、必要に応じて相談可能な近隣の特別支援学校はありますか。該当する□にチェック☑してお答えください。

※ あるに☑した場合は、学校名をご記入ください。

- ある 学校名(ない

3-2 肢体不自由のある児童生徒の困難さへの対応において、特別支援学校のセンター的機能として活用したい項目に☑をしてお答えください。(複数回答可)

- 肢体不自由のある子どもの理解と対応に関すること
- 校内の環境整備や支援体制づくりに関すること
- 学習内容の変更や調整、支援や配慮事項の相談に関すること
- 個別の教育支援計画等の作成に関すること
- 肢体不自由教育に関する情報提供に関すること
- 姿勢や身体の動き、運動・体育等に関すること
- 「ものの見え方や捉えにくさ」への対応に基づく教科指導に関すること
- 自立活動の指導の実際に関すること
- 教科学習等に必要教材・教具の活用に関すること
- 支援機器を含む補助具等の活用に関すること
- 関係機関(福祉、医療、労働等)への連絡や調整に関すること
- 研修会やワークショップの開催に関すること
- 教材・教具、補助具、施設設備等の借用に関すること
- その他 ※これら以外に行っていることがありましたらお答えください。(自由記述)

3-3 今後学校として、肢体不自由のある児童生徒の学習充実とよりよい指導・支援について、当センターや特別支援学校等と一緒に考えたり、検討したりする機会を設けることは可能ですか。該当する□にチェック☑してお答えください。

※管理職の先生と相談して記入してください。

- 可能である 検討したい 可能ではない

寄稿 特別支援学校（肢体不自由）における通級による指導の取組に関する今後の展望

千葉県立船橋夏見特別支援学校・教諭 三嶋和也

1. 地域における特別支援学校の役割

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（文部科学省，2003）では、障害のある子ども一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援を行うため、これまでの障害の種類と程度に対応して行われてきた特殊教育から、通常の学級に多く在籍すると考えられる学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症についても特別支援教育としての対象とされた。また、第1章「特殊教育から特別支援教育へ」の中では「特別な教育的支援を必要とする範囲は、対象児童生徒数の増加等に見られるように、量的に増加するとともに、対象となる障害種の多様化により、質的に複雑化することとなるため、制度の見直し、教育システムの再構築、指導面で高い専門性を有する人材の要請等の取組が必要である」と対象の拡大にとどまらず、質的な面での取組の必要性を記述している。

「特別支援教育を推進するための制度のあり方について（答申）」（文部科学省，2005）に示された通級による指導の見直しでは、通級による指導の形態には、学校内での実施だけでなく、児童生徒が他の小・中学校や盲・聾・養護学校に出向く形態や、教員が他の学校を巡回訪問する形態もみられる。今後、特別支援学校のセンター的機能が発揮されるとともに、特殊学級担当教員の活用が推進されることによって、各地域の実情に応じて、こうした多様な形態による運用が広がることが期待される。また、これらの実施に当たっては、盲・聾・養護学校と小・中学校等との十分な連携が必要であり、今後、地域の実情に応じて、こうした取組を広げていくことが必要と考える。

また、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会，2012）では、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」をおくことが必要であることや、地域の実情に合わせた教育資源の組み合わせの必要性を指摘している。また、域内の教育資源の組み合わせ（スクールクラスター）や特別支援学校のセンター的機能を効果的に発揮するため、各特別支援学校の役割分担を、地域別や機能別といった形で、明確化しておくことが望ましく、そのための特別支援学校のネットワークを構築することが必要であると地域における特別支援学校の役割の重要性を指摘している。

これら我が国の特別支援教育に関わる制度に関する言及の変遷を踏まえると、小・中学校に在籍する障害のある児童生徒の多様な学びの場として、通級による指導の果たす役割は益々大きなものとなり、それを支える特別支援学校としての役割も重要となるといえる。

2. 小・中学校で学ぶ肢体不自由児の実態と学習の現状

脳性まひ児の出生率に関して竹下（1989）は、1981年以降1000出生当たり0.6以下に下がっていた発生率は1.0に上昇したことを指摘している。また、特別支援学校（肢体不自由）では、脳性まひを含む脳性疾患の幼児児童生徒が75.4%と大部分を占めている（全国肢体不自由校長会，2007）ことが指摘されており、小・中学校に在籍する肢体不自由児の中にも、脳性疾患のある児童生徒が多く含まれることが推測される。本研究における福島県養護教育センターの数値では、調査した福島県内の小・中学校に在籍する肢体不自由児の数を明らかにした。その中で小学校に在籍する肢体不自由児は109人（通常の学級在籍77人、特別支援学級在籍32人）中学校に在籍する肢体不自由児は46人（通常の学級在籍32人、特別支援学校在籍14人）であった。対象者のおもな疾患状況は脳性疾患45.3%、脊椎脊髄性疾患12.0%、筋原性疾患7.3%であり、児童生徒の困難さ等に関する実態は「歩行の困難さや不安定さがある」77.4%、「学習活動の困難さがある」70.3%、「日常生活での困難さがある」51.6%であった（福島県養護教育センター，2015）。これらの結果から約半数の肢体不自由児が脳性疾患を有しており、半数以上の肢体不自由児が障害における学習上生活上の困難さがあることが分かる。また、本研究における国立特別支援教育総合研究所による肢体不自由特別支援学級を対象とした調査においても、在籍児童生徒にもっとも多い診断名が脳性疾患であること等が報告されている（V-3参照）。

一方、福島県における調査では、小・中学校に在籍する肢体不自由児のうち109人（70.3%）は通常の学級に在籍し、46人（29.3%）は特別支援学級に在籍していることから、通常の学級に多く在籍している肢体不自由児の多様な学びの場の検討が喫緊の課題となる（V-4参照）。木船（2012）は通常の学校における肢体不自由教育の展望の中で、肢体不自由児の通級による指導のニーズの把握とその指導の充実の必要性を述べている。また、特別支援学級と通級による指導は、通常の学級の担任教員と在籍する肢体不自由児童生徒の学習あるいは生活支援について、センター的機能を日常的に果たす役割としての意義があることを指摘している。

3. 通級による指導の現状

（1）通級による指導を受けている児童生徒数

1）通級による指導を受けている児童生徒数の推移（平成5年度～平成26年度）

通級による指導が制度化されてから着実に児童生徒数は増加している（図1）。特に平成18年度からは自閉症・学習障害・注意欠陥多動性障害による通級による指導が新たに加えられたこともあり右肩上がりの増加傾向を示している。平成25年5月現在、通級による指導を受けている児童生徒数は77,882名となり、義務教育段階の全児童生徒の0.8%を占めている（文部科学省，2014）

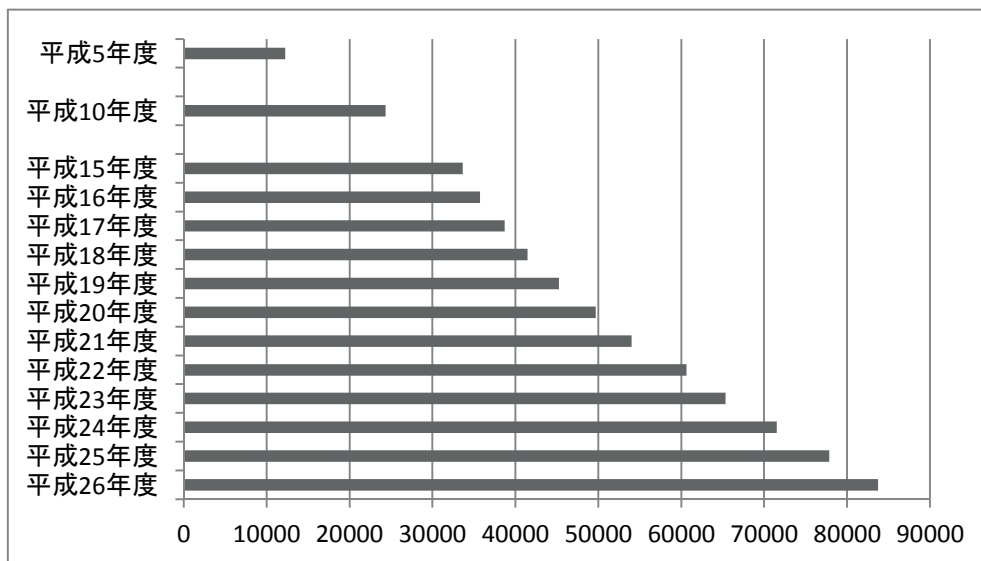


図1 通級による指導を受けている児童生徒数の推移

2) 通級による指導（肢体不自由）を受けている児童生徒の推移（平成5年度～平成26年度）

通級による指導（肢体不自由）の児童生徒数は最近の10年間に於いて、平成23年度に初めて減少したが、以降は増加傾向にある。児童生徒数は平成24年度までは25名以下であったが、平成25年度に26名になり、平成26年度は40名に増加した。特に平成25年度から26年度にかけての増加はこれまでで最も多い増加数になった。

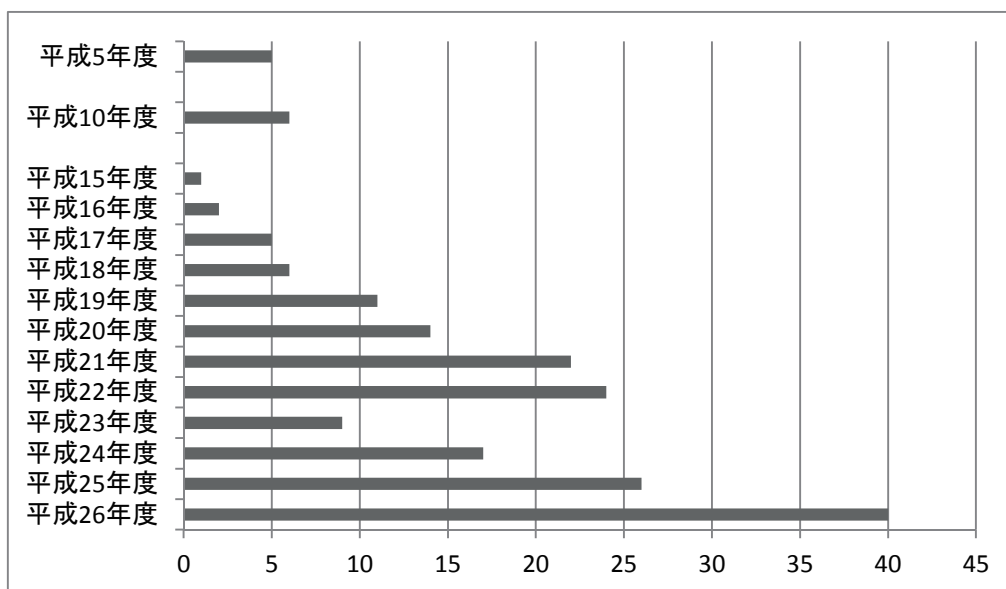


図2 通級による指導（肢体不自由）を受けている児童生徒の推移

3) 通級による指導を受けている児童生徒数—まとめ—平成26年度

平成26年度に通級による指導を受けている児童生徒数は小学校75,364名、中学校8,386名、合計83,750名である（文部科学省，2015）。その中で肢体不自由による通級による指導は40名と全体の0.05%とその割合は少ない。通常の学級に在籍している肢体不自由児の多様な学びの場を考える時に、通級による指導の児童生徒数が他の障害種に比べて著しく少ないことに対して、これまで対策を講じることができなかった背景を明らかにすることも課題解決の一つと考えられる。

表1 通級による指導を受けている障害種別の児童生徒数

(単位：名)

	計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	学習障害	注意欠陥多動性障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱
小学校	75,364	34,071	11,363	7,783	180	1,798	9,554	10,583	35	9
中学校	8,386	304	1,977	1,809	30	385	2,452	1,820	5	4

(2) 通級による指導における設置学校数

平成24年度までは通級による指導（肢体不自由）を設置する学校数は「0」校である。通級による指導（肢体不自由）を行っている学校では、これまで肢体不自由の通級による指導の設置ではなく、他の障害と合わせた「複数障害対応」の設置校として通級による指導を実践していると推測される。平成25年度の設置校では小学校3校、中学校3校、特別支援学校1校と増え、平成26年度の設置校では特別支援学校が4校となっている。肢体不自由教育では、これまで通級による指導の実践が少なく設置校もほとんど無い状態であったが、肢体不自由教育の専門性が高い特別支援学校が通級による指導の設置校になったことは、今後の通級による指導を展開する上で新たな取組として評価できる点と思われる。

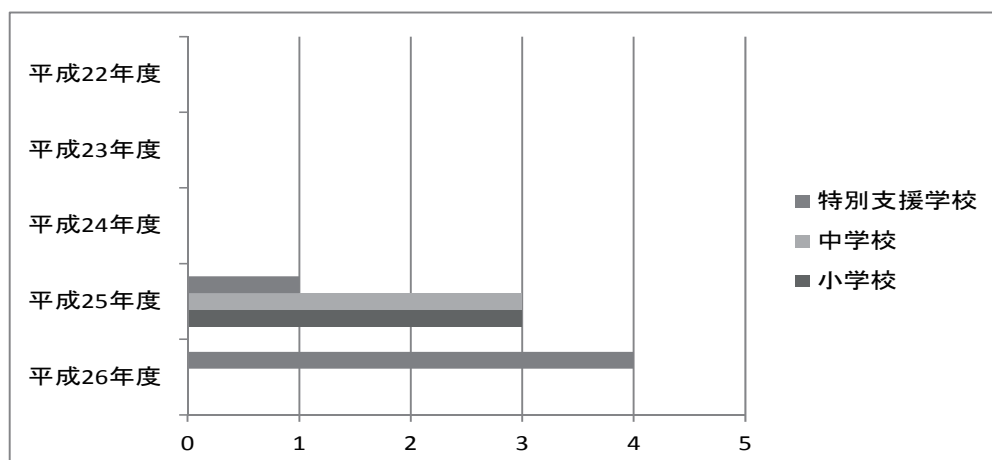


図3 通級による指導（肢体不自由）を設置する学校数の推移

4. 特別支援学校（肢体不自由）における通級による指導の取組に関する今後の展望

（1）千葉県における特別支援学校による通級による指導

特別支援学校による通級による指導の取組として「千葉県の取組」を紹介する。本県では、平成13年度に千葉聾学校と館山聾学校（聴覚障害）から通級による指導が始まった。その後、視覚障害や病弱にも展開され、肢体不自由においては、平成25年度県立船橋特別支援学校、平成26年度桜が丘特別支援学校、袖ヶ浦特別支援学校、松戸特別支援学校の3校が加わり、平成27年度は知的障害特別支援学校や千葉県立船橋夏見特別支援学校も加わり、肢体不自由は8校となった。また、聴覚障害、視覚障害、病弱と合わせるとその数は12校となった。

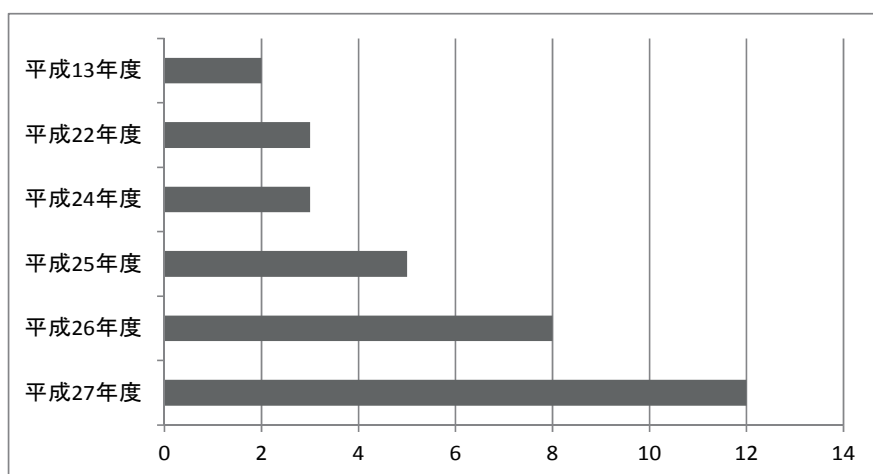


図4 千葉県の特別支援学校による通級による指導実施校数の推移

（2）千葉県立船橋夏見特別支援学校における通級による指導

1) 千葉県立船橋夏見特別支援学校の概要及びセンター的機能

千葉県立船橋夏見特別支援学校（以下、本校）は千葉県の北西部に位置し、小学部・中学部・高等部を設置した千葉県立船橋特別支援学校の過密化に伴い、平成27年度に県立船橋特別支援学校から分離して開校した、中学部・高等部が設置された特別支援学校（肢体不自由）である。全校生徒90名であり、訪問教育を受けている生徒が4名、校内で医療的ケアを実施している生徒は8名である（平成27年5月1日現在）。通学区域は浦安市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市の5市である。

特別支援学校（肢体不自由）ではあるが、相談機能としては肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、発達障害等への対応を行っている。センター的機能の内容は、中学校・高等学校を中心に本校で行う相談（来校相談）、依頼校に本校のコーディネーター等が出向いて行う相談（出張教育相談）を行っている。また、週1回の通級による指導も行っている。

2) センター的機能の推移

①総相談件数に占める依頼先の推移

<平成26年度（千葉県立船橋特別支援学校より）の状況>

図5に示すとおり、総相談件数563件のうち、小学校39%（222件）、中学校19%（73

件)、高等学校3%(18件)であった。全体的には、小学校からの相談が圧倒的に多く、中学校・高校からの相談が少ない状況であった。

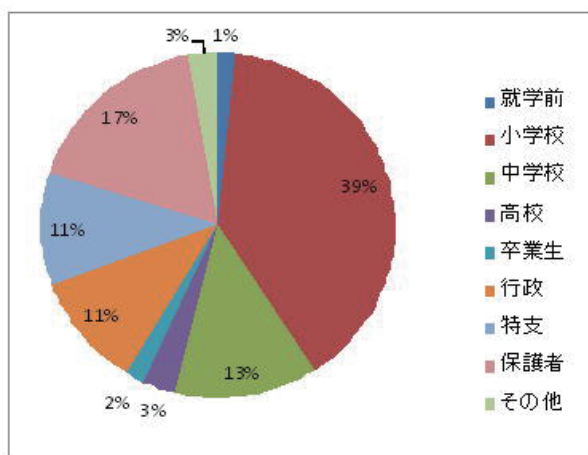


図5 平成26年度の依頼先別の割合

<平成27年度(本校、平成27年12月22日現在)の状況>

図6に示すとおり、総相談件数315件のうち、小学校3%(10件)、中学校19%(60件)、高等学校12%(38件)であった。全体的には、中学校・高等学校からの相談が全体の31%で、高等学校からの相談も12%と上昇した(件数は2倍)。

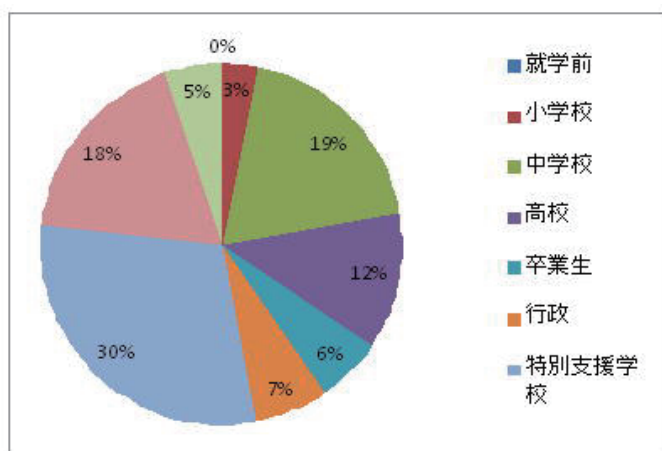


図6 平成27年度の依頼先別の割合

②中学校・高等学校への出張教育相談の推移及び通級による指導の推移

<中学校への出張教育相談(27年度:12月22日現在)学校数と巡回数>

中学校への出張教育相談の学校数と巡回数を図7に示した。平成25年度、26年度は県立船橋特別支援学校の実績である(以下、同じ)。平成25年度から26年度、27年度以降の巡回数の伸びが著しい。27年度は学校数で25年度の2倍になった。2年前は全ての相談が1回で終了していたが、27年度はすべての相談において複数回の出張教育相談を行っている。その成果もあり巡回数も2年前の約5倍の数になっている。また、26年度の教育相談から通級による指導に移行したケースが3件みられた。

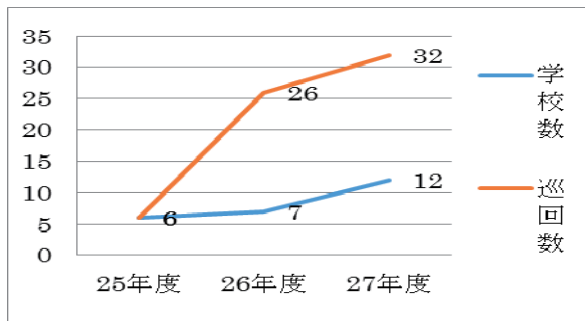


図7 中学校への出張教育相談の学校数と巡回数（単位：件）

<高等学校への出張教育相談の推移>

高等学校への出張教育相談の推移を図8に示した。学校数は横ばいであるが、巡回数は2年前の2.5倍に伸びている。中学校同様2年前は単発の相談が中心であったが、平成27年度では複数回出張教育相談を行うなど、高等学校からも継続的な相談依頼が挙がっている。今後は新たな高等学校に教育相談を拡充し学校数の増加に繋がるようニーズの掘り起こしが課題となる。

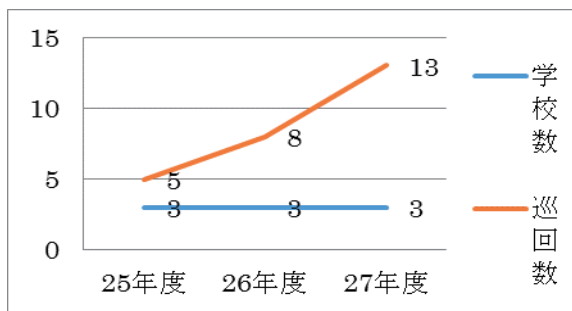


図8 高等学校への出張教育相談の学校数と生徒数（単位：件）

<通級による指導（肢体不自由）の推移>

通級による指導（肢体不自由）の推移を図9に示した。平成26年度から27年度の伸びが著しい。本校が重点的に中学校へへの相談事業が拡充できたことや、通級による指導の生徒数が増加していることは、地域に本校の通級による指導（肢体不自由）が認知されている結果と推察される。また、中学校側から捉えても相談の延長線上に通級による指導が位置付けられており、肢体不自由のある生徒の多様な学びの場の一つになっていると思われる。

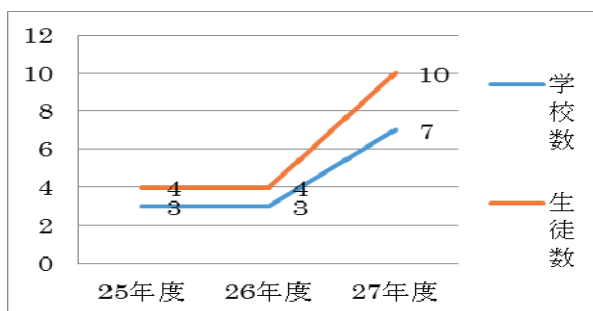


図9 通級による指導（肢体不自由）の推移

（３）通級による指導における特別支援学校（肢体不自由）が目指すもの

本校では「通級による指導」を展開する上で、来校相談や出張教育相談などセンター的機能の延長線上に通級による指導を位置付けている。相談では児童生徒の学習上・生活上の困りや本人の願い、教師の指導の困難さ、保護者の願い（要望）、校内体制等を聞き取って課題の整理を行っている。また、相談を進める中で、学級全体への対応と児童生徒本人への対応に分けて考えるように助言を行っている。その中で、児童生徒への具体的な対応の中に「通級による指導」が見えてくる。特に通常の学級の教員は多くの児童生徒を担当していて、指導の困難さや負担感等は教科指導・学級経営をはじめ、児童生徒全員に対して持つものである。相談を進める中で、肢体不自由児の学習上・生活上の困難さに対する教師の気付きが高まるような支援を心がけている。

一方、指導・支援を提供する特別支援学校側が適切な指導・支援を行うには、肢体不自由児の認知発達や運動動作面での課題の見立て、小・中学校の校内体制、担任教師の力量等を考慮しながら相談を進められる専門性や適性が要求される。また、相談を円滑に進めていくには、特別支援学校での自立活動の実践を積み重ねるとともに、小・中学校等での相談実績を積み重ねて、適切に対応できる専門的な知識や技術が必要であり、相談者の育成も課題の一つとして挙げられる。本校では特別支援教育コーディネーター・通級担当者が「自立活動部」に所属し、センター的機能を自立活動部の各担当の専門性を生かして、有機的に展開できるよう校内体制を構築している。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」では「地域の実情に合わせた教育資源の組み合わせの必要性」を、安藤・池田・甲賀・大木（2013）は特別支援学校（肢体不自由）における地域支援体制の現状の中で「地域の実情に合わせて柔軟に地域支援を設定することの必要性」を、それぞれ示唆している。今後は地域の特性を生かした肢体不自由特別支援学校のリソースを活かした取組が数多く展開されるよう、小・中学校の実態を適切に把握し、一人一人の障害に応じた対応を構築していく必要がある。そのためにも「通級による指導」が量的な増加だけに留まらず質的な充実が今後の重要な課題になると考える。

引用文献

- 1) 安藤隆男・池田彩乃・甲賀崇史・大木慶典(2013) 特別支援学校（肢体不自由）における地域支援体制の現状－特別支援教育制度施行以前との比較から－. 障害科学研究, 37,57-64.
- 2) 中央教育審議会初等中等教育分科会(2012). 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）.
- 3) 福島県養護教育センター(2015). 小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒の学習状況調査.
- 4) 木船憲幸(2012). 通常の学校における肢体不自由教育の展望. 肢体不自由教育,208,6-11.
- 5) 国立特別支援教育総合研究所（2016）. 「全国小・中学校肢体不自由特別支援学級での指導等に関する調査」調査報告書.
- 6) 文部科学省(2003). 今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）.

- 7) 文部科学省(2005). 特別支援教育を推進するための制度のあり方について (答申) .
- 8) 文部科学省 (2014) . 平成 25 年度特別支援教育資料.
- 9) 文部科学省 (2015) . 平成 26 年度特別支援教育資料.
- 10) 竹下研三(1989). 日本における脳性麻痺の発生－疫学的分析と今後の課題－. (財) 日本リハビリテーション協会「リハビリテーション研究」, 第 60 号, 43-48.
- 11) 全国肢体不自由養護学校長会(2007). 平成 18 年度全国肢体不自由養護学校児童生徒 病因別調査.